

第4期名古屋市ひとり親家庭等自立支援計画

～ひとり親家庭等の自立と子どもの健やかな育ちを目指して～

名 古 屋 市

は じ め に

厚生労働省が公表した平成28年国民生活基礎調査では、子どもの貧困率は13.9%であり、そのうち、大人が一人の世帯では50.8%と依然として高くなっています。また、平成30年7月に名古屋市が実施したひとり親世帯等実態調査の結果でも、子育て家庭の平均年間総収入とくらべて、母子家庭の平均年間総収入は約4割、父子家庭では約7割であるなど、ひとり親家庭の生活は、その多くが経済的に困難な状況に置かれていることが分かります。このような経済的な厳しさに加え、ひとり親家庭は、仕事をしながら家事や子育てを一人で担う必要があることから時間的にも精神的にも余裕がなく、生活面でさまざまな困難を抱えている状況が、実態調査などからもみてとれます。

名古屋市は、SDGs 未来都市に選定され、誰一人取り残さない社会を実現するための取り組みを進めています。また、子どもや親の状況を踏まえて、総合的・包括的に支援し、子どもたちが課題や困難に直面しても、夢や希望を持って、子ども自身が立ち上がり、将来に向かって生きる力を育むため「子ども・親総合支援」の取り組みなども進めています。

特に厳しい状況にあり、さまざまな困難を抱えるひとり親家庭等の子どもたちや親を支え、応援するため、このたび策定した「第4期ひとり親家庭等自立支援計画」を推進し、情報提供や相談支援から、子育てや生活の負担を軽減する支援、子どもへの生活や教育の支援まで、総合的な支援により一層取り組むことで、ひとり親家庭等の自立を促進し、子どもが夢や目標を持って健やかに育つ環境を整えてまいりたいと考えています。

本計画の策定にあたり、貴重なご意見をいただいた市民の皆様や関係機関、団体の方々に心から感謝するとともに、今後とも、ひとり親家庭等の自立と子どもの健やかな育ちのため、本計画の推進に対して、一層のご理解とご協力をよろしくお願いします。

令和2年3月

名古屋市長 河村 たかし

目次

第1章 計画の策定にあたって

1 第4期名古屋市ひとり親家庭等自立支援計画について	1
2 名古屋市ひとり親家庭等自立支援計画策定の経緯	3
3 ひとり親世帯等実態調査結果の推移	7

第2章 ひとり親家庭等の現状と課題

1 ひとり親家庭等の状況	10
（1）ひとり親家庭等の世帯数（推計）の推移	10
（2）ひとり親家庭等になった理由	12
（3）ひとり親家庭等の悩み（なった当時）	13
（4）ひとり親家庭等の悩み（なった当時）の相談先	14
（5）名古屋市の施策等で期待すること	16
（6）公的制度の認知・利用状況	18
（7）離婚前に知りたかった情報	21
2 子育てや生活の状況	22
（1）ワーク・ライフ・バランスについて	22
（2）ひとり親家庭等の悩み（現在）	23
（3）現在の住居の状況、転居の希望	24
3 就業の状況	26
（1）現在の就業状況	26
（2）ひとり親家庭等になった当時の就業状況	27
（3）転職の希望	28
4 養育費・面会交流の状況	29
（1）養育費	29
（2）面会交流	31
5 収入の状況	33
6 子どもに関する状況	36
（1）子育ての経済的負担	36
（2）教育・進学について	37
（3）本市の学習支援事業の状況	39

7	まとめ ～現状から見える課題～	40
①	ひとり親家庭等の状況と相談支援・情報提供に関すること	40
②	子育てや生活に関すること	41
③	就業に関すること	42
④	養育費・面会交流に関すること	43
⑤	経済的支援に関すること	44
⑥	子どもの生活や教育に関すること	45
第3章 施策の方向性		
1	基本的な考え方	46
2	基本方針	46
3	施策	46
第4章 施策の展開		
施策目標1	きめ細やかな情報提供・相談支援体制の推進	49
方策1	相談支援体制の推進	49
方策2	きめ細やかな情報提供	50
施策目標2	子育てや生活の負担軽減	50
方策1	生活の支援	50
方策2	住宅の支援	52
方策3	親同士の情報交換の場の提供	52
施策目標3	一人ひとりに寄り添った就業支援	53
方策1	総合的な相談窓口体制	53
方策2	安定した収入の確保	54
施策目標4	養育費・面会交流の支援	55
方策1	養育費・面会交流の相談等	55
方策2	養育費・面会交流の啓発	56
施策目標5	経済的支援	56
方策1	ひとり親家庭手当等の支給	56
方策2	母子父子寡婦福祉資金の貸付	57
方策3	生活費の負担軽減	57
施策目標6	子どもの生活や教育の支援	57
方策1	子どもの生活・学習支援	57
方策2	文化・スポーツ・社会体験機会の提供	58
方策3	教育費の負担軽減	59

第 1 章 計画の策定にあたって

1 第 4 期名古屋市ひとり親家庭等自立支援計画について

(1) 趣旨

本市では、母子及び父子並びに寡婦福祉法や国の基本方針に基づき、「第 3 期名古屋市ひとり親家庭等自立支援計画（以下「第 3 期計画」と言います。）」を策定し、就業による自立に向けた支援を基本にしつつ子育て・生活支援、学習支援などの総合的な取り組みを実施してまいりました。

このたび、第 3 期計画が計画期間の満了を迎えるにあたり、平成 30 年度名古屋市ひとり親世帯等実態調査、関係機関等へのヒアリング調査、庁内連絡会議、有識者等からの意見聴取を行い、国の基本方針をふまえて、「第 4 期名古屋市ひとり親家庭等自立支援計画（以下「第 4 期計画」と言います。）」を策定するものです。

(2) 計画の位置づけ

この計画は、母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づき策定するもので、なごや子どもの権利条例に基づき策定している「子どもに関する総合計画」との整合性を図り、ひとり親家庭等に対する施策の方針を定めるものです。

(3) 対象期間

令和 2 年度から令和 6 年度までの 5 年間

(4) 対象

母子家庭、父子家庭、寡婦

※（参考）語句の定義

母子家庭：配偶者のない母と 20 歳未満の子どもがいる家庭

父子家庭：配偶者のない父と 20 歳未満の子どもがいる家庭

寡婦：子どもが 20 歳に到達した母子家庭の母

ひとり親家庭：母子家庭、父子家庭

ひとり親家庭等：母子家庭、父子家庭、寡婦

(5) 計画策定に使用する数値

この計画は、平成30年7月に実施した「名古屋市ひとり親世帯等実態調査」における結果に基づき現状と課題を分析しています。そのため、計画に示す数値及びグラフは、特に断りがない限り、この調査結果の数値となります。

平成30年度名古屋市ひとり親世帯等実態調査の概要

(1) 調査の目的

ひとり親世帯等（母子世帯、父子世帯、両親のいない子のいる世帯、寡婦世帯）の生活状況、生活意識等を調査し、ひとり親家庭等に対する福祉行政を推進するための基礎資料を得ることを目的とする。

(2) 調査方法

郵送で配布・回収

(3) 調査期間

平成30年7月17日から7月31日

（前回調査は平成25年9月17日から9月30日）

(4) 対象者及び回収結果

平成27年国勢調査により設定された名古屋市内の調査区から、無作為に抽出した2,000地区を指定し、当該地区に居住する住民基本台帳の世帯構成等から調査対象世帯に該当する可能性がある世帯。

母子世帯及び寡婦世帯については各1世帯、父子世帯及び両親のいない子のいる世帯については全世帯を対象とした。

対象者	抽出数	回収数	回収率
母子世帯	2,000 世帯	611 世帯	30.6%
父子世帯	505 世帯	160 世帯	31.7%
両親のいない子のいる世帯	12 世帯	5 世帯	41.7%
寡婦世帯	2,000 世帯	810 世帯	40.5%
合 計	4,517 世帯	1,586 世帯	35.1%

2 名古屋市ひとり親家庭等自立支援計画策定の経緯

(1) 国の状況

国は、平成 14 年 3 月に母子家庭等自立支援対策大綱を策定し、それまでの母子寡婦対策を根本的に見直し、児童扶養手当など経済的支援中心の施策から、就業・自立に向けた総合的な支援策を展開することとしました。

これを受けて、平成 14 年 11 月に母子及び寡婦福祉法が改正され、都道府県や指定都市等による「母子家庭及び寡婦自立促進計画（以下「自立促進計画」と言います。）」の策定について規定されました。

また国は、平成 15 年 4 月に「母子家庭及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針（以下「基本方針」と言います。）」を公表し、自立促進計画の指針となるべき基本的な事項を示しました。平成 20 年度には、この基本方針の対象期間が終了したため、従前の施策を引き継ぎつつ養育費確保に向けた取り組みの推進や就業支援のより一層の強化を加え、新たな基本方針として公表しました。

平成 25 年 3 月には「母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法」が施行され、父子家庭の父を含め、一層の就業支援施策を進めることとされました。この法律の施行を受けて、平成 25 年度には、基本方針の対象期間を平成 24 年度までの 5 年間から平成 26 年度までの 7 年間に延長し、父子家庭への就業支援の重要性を追加しました。

平成 26 年 10 月には、「母子及び寡婦福祉法」の名称を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改称し、福祉資金貸付等支援施策の対象を父子家庭にも拡大するなど父子家庭への拡大が盛り込まれました。

平成 27 年 4 月には、基本方針の対象期間の終了に伴って基本方針の見直しがありました。方針では、子育て・生活支援策、就業支援策、養育費の確保策、経済的支援策による総合的な支援を引き続き実施することとされたほか、「ひとり親家庭への支援施策の在り方に関する専門委員会中間まとめ」（平成 25 年 8 月）に示された課題、平成 26 年度の関係法令（母子及び父子並びに寡婦福祉法及び児童扶養手当法）改正、子どもの貧困対策に関する状況等を踏まえ、相談支援体制の整備（ワンストップ相談窓口の設置推進、母子・父子自立支援員等の研修の実施）、学習支援の推進、親の学び直しの支援、在宅就業の推進、養育費の確保及び面会交流の支援の強化、広報啓発の実施等に関する事項が追加され、平成 27 年度から平成 31 年度の 5 年間を対象期間とされました。

(2) 本市の状況

本市では、平成17年3月、母子及び寡婦福祉法や基本方針に基づき、平成17年度から21年度までの5年間を対象期間とした「名古屋市ひとり親家庭等自立支援計画（以下「第1期計画」と言います。）」を策定し、就業支援、子育て支援、生活支援、経済的支援、及び養育費取得支援を柱とした就業・自立に向けた総合的な支援を実施してきました。

第1期計画に基づき、就業支援として、職業能力開発のための自立支援給付金制度や、母子家庭等自立支援センター事業を創設し、平成18年5月には、母子家庭の母等の就業を総合的に支援するための母子家庭等就業支援センター名古屋市相談室ジョイナスナゴヤを開設しました。また、経済的支援として、国の児童扶養手当の上乗せとなるひとり親家庭手当制度を平成18年度に創設しました。

平成22年3月には、平成22年度から26年度までの5年間を対象期間とした「第2期名古屋市ひとり親家庭等自立支援計画（以下「第2期計画」と言います。）」を策定し、母子家庭の母等の就業支援を柱に、総合的な自立支援施策に取り組みました。

第2期計画期間中の取り組みとしては、平成23年度から、養育費相談事業において、新たに司法書士による養育費取得に向けた書類作成や同行支援を開始したほか、平成26年度からは、ひとり親家庭の中学生を対象とした学習サポート事業をモデル事業として4区で開始するとともに、父子福祉資金の貸付を開始しました。

平成27年3月には、平成27年度から31年度までの5年間を対象期間とした第3期計画を策定し、就業による自立に向けた支援を基本にしつつ子育て・生活支援、学習支援などの総合的な取り組みを実施しました。

第3期計画期間中の取り組みとしては、ひとり親家庭等への総合的な支援体制を強化するため区役所に母子・父子自立支援員と連携して家庭訪問など積極的な支援を行うひとり親家庭応援専門員を配置しました。また、子どもへの支援として中学生の学習支援事業を健康福祉局と一体的に実施し実施か所数を150か所に拡充したほか、文化・スポーツ交流事業、市有施設優待利用事業を開始しました。

このたび、第3期計画が計画期間の満了を迎えるにあたり、平成30年度ひとり親世帯等実態調査、関係機関等へのヒアリング調査、庁内連絡会議、有識者等からの意見聴取を行い、国の基本方針をふまえて、「第4期計画」を策定するものです。

第1期計画からの策定の経緯

年月	内容
平成14年3月	母子家庭等自立支援対策大綱策定 ⇒児童扶養手当中心の支援から、就業・自立に向けた総合的な支援へ
11月	母子及び寡婦福祉法改正 ⇒都道府県等の自立促進計画策定について規定
平成15年4月	国の基本方針 (平成15年度～平成19年度) ⇒母子家庭施策の総合的な展開
平成17年3月	第1期名古屋市ひとり親家庭等自立支援計画策定 (平成17年度～平成21年度)
平成20年4月	国の基本方針 (平成20年度～平成24年度) ⇒就業支援策及び養育費確保策(相談機能)の強化
平成22年3月	第2期名古屋市ひとり親家庭等自立支援計画策定 (平成22年度～平成26年度)
平成25年3月	母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法施行
	国の基本方針 対象期間の延長 (平成20年度～平成26年度) ⇒父子家庭への就業支援の重要性を追加
平成26年10月	母子及び寡婦福祉法改正 ⇒母子及び父子並びに寡婦福祉法へ改称
平成27年3月	第3期名古屋市ひとり親家庭等自立支援計画策定 (平成27年度～平成31年度)
平成27年4月	国の基本方針 (平成27年度～平成31年度) ⇒相談支援体制の整備、面会交流の取り決めの促進、広報啓発の実施等の事項を追加

策定に向けたニーズ把握の状況

1 ひとり親家庭等 現状・ニーズの把握

平成30年7月

平成30年度ひとり親世帯等実態調査 実施

2 行政内部での検討・意見聴取

令和元年5月～

ひとり親家庭等自立支援計画にかかる庁内検討会議

令和元年7月

区役所・支所からの意見聴取（民生子ども課・区民福祉課）

3 関係機関等からの意見聴取

令和元年6月～7月

母子・父子福祉団体（社会福祉法人愛知県母子寡婦福祉連合会）

労働行政関係機関（あいちマザーズハローワーク）

母子生活支援施設

その他（ジョイナスナゴヤ、仕事・暮らし自立サポートセンター、中学生の学習支援事業者）

4 有識者等からの意見聴取

令和元年9月 名古屋市社会福祉審議会児童福祉専門分科会

令和元年11月 なごや子ども・子育て支援協議会

5 一般市民からの意見聴取

令和元年12月 パブリックコメントの実施

3 ひとり親世帯等実態調査結果の推移

1 母子世帯

事項	H30 実態調査 回答数：508	H25 実態調査 回答数：740
推計世帯数	25,986 世帯	26,147 世帯
出現率	2.36%	2.53%
ひとり親家庭になった理由	①離婚 78.4% ②未婚 13.6% ③死別 5.6%	①離婚 83.0% ②未婚 12.9% ③死別 3.5%
困っていること	①子どもの教育や将来 59.2% ②生活費 51.7% ③仕事 27.5% ※3 つまで選択可	①生活費 63.1% ②子どもの教育や将来 60.6% ③仕事 36.5% ※3 つまで選択可
子どもについての悩み	①教育・進学 67.5% ②しつけ 30.9% ③育児 19.2% ※3 つまで選択可	①教育・進学 69.3% ②しつけ 35.9% ③育児 14.9% ※3 つまで選択可
就業率	90.7%	84.3%
雇用されている者の雇用形態	正規の職員・従業員 41.8% アルバイト・パート 41.8%	正規の職員・従業員 34.8% アルバイト・パート 52.7%
世帯の年間総収入	平均 319.3 万円 ①0～50 万未満 14.6% ②500～1,000 万未満 13.4% ③200～250 万未満 11.6% ④250～300 万未満 10.7% ⑤150～200 万未満 9.5%	平均 249.1 万円 ①200～250 万未満 19.8% ②150～200 万未満 16.1% ③100～150 万未満 13.8% ④250～300 万未満 10.0% ⑤300～350 万未満 10.0%
養育費の取り決め状況	①取り決め有 66.4% ②取り決め無 33.6%	①取り決め有 62.2% ②取り決め無 37.8%
面会交流の取り決め状況	①取り決め有 54.6% ②取り決め無 45.4%	①取り決め有 52.3% ②取り決め無 47.6%
住居形態	①借家・アパート 36.7% ②持ち家 28.7% ③親族と同居 15.6%	①借家・アパート 38.1% ②持ち家 18.1% ③市営住宅 17.1%
名古屋市の施策等で期待すること	①相談事業の充実 69.4% ②経済的支援の充実 31.0% ③子どもの学習教育支援 16.6%	①相談事業の充実 53.1% ②経済的支援の充実 41.9% ③子どもの学習教育支援 23.4%

2 父子世帯

事項	H30 実態調査 回答数：129	H25 実態調査 回答数：213
推計世帯数	2,973 世帯	3,721 世帯
出現率	0.27%	0.36%
ひとり親家庭になった理由	①離婚 69.1% ②死別 23.6%	①離婚 69.9% ②死別 23.9%
困っていること	①子どもの教育や将来 48.1% ②生活費 33.3% ③家事 26.9% ※3 つまで選択可	①子どもの教育や将来 56.5% ②生活費 40.2% ③仕事 22.8% ※3 つまで選択可
子どもについての悩み	①教育・進学 63.7% ②しつけ 29.8% ③就職 19.4% ※3 つまで選択可	①教育・進学 54.6% ②しつけ 32.7% ③就職 18.5% ※3 つまで選択可
就業率	90.8%	85.9%
雇用されている者の雇用形態	正規の職員・従業員 88.2% アルバイト・パート 3.9%	正規の職員・従業員 83.7% アルバイト・パート 9.6%
世帯の年間総収入	平均 570.4 万円 ①500～1,000 万未満 38.3% ②450～500 万未満 12.3% ③0～50 万未満 9.9% ④1,000 万以上 9.9% ⑤250～300 万未満 8.6%	平均 445.9 万円 ①500～1,000 万未満 28.3% ②200～250 万未満 13.2% ③300～350 万未満 12.5% ④350～400 万未満 9.2% ⑤400～450 万未満 8.6%
養育費の 取り決め状況	①取り決め有 53.2% ②取り決め無 46.8%	①取り決め有 40.8% ②取り決め無 59.2%
面会交流の 取り決め状況	①取り決め有 52.6% ②取り決め無 47.4%	①取り決め有 44.9% ②取り決め無 55.0%
住居形態	①持ち家 44.5% ②借家・アパート 21.1% ③市営住宅 10.2%	①持ち家 35.2% ②市営住宅 23.8% ③借家・アパート 16.2%
名古屋市の施策等で期待すること	①相談事業の充実 73.1% ②経済的支援の充実 22.1% ③企業がひとり親家庭に対する理解を深めるための啓発活動の充実 10.6%	①相談事業の充実 55.2% ②経済的支援の充実 37.0% ③子どもの学習・教育支援 15.8%

3 寡婦世帯

事項	H30 実態調査 回答数：185	H25 実態調査 回答数：259
推計世帯数	25,325 世帯	28,214 世帯
出現率	2.30%	2.73%
ひとり親家庭に なった理由	①離 婚 67.2% ②死 別 24.9%	①離 婚 61.0% ②死 別 34.7%
困っていること	①自分の老後 50.0% ②生活費 34.7% ③自分の健康 29.3% ※3 つまで選択可	①自分の老後 55.3% ②自分の健康 36.9% ③生活費 34.5% ※3 つまで選択可
子どもについての 悩み	①就 職 22.4% ②結 婚 20.4% ③病 気 11.2% ※3 つまで選択可	①結 婚 32.0% ②就 職 19.5% ③病 気 13.5% ※3 つまで選択可
就業率	85.2%	75.0%
雇用されている者の 雇用形態	正規の職員・従業員 43.1% アルバイト・パート 39.2%	正規の職員・従業員 46.7% アルバイト・パート 40.0%
世帯の年間総収入	平均 417.9 万円 ①500～1,000 万未満 24.5% ②100～150 万未満 11.3% ③200～250 万未満 9.4% ④250～300 万未満 7.5% ④300～350 万未満 7.5%	平均 398.1 万円 ①500～1,000 万未満 17.8% ②300～350 万未満 14.6% ③150～200 万未満 10.8% ④400～450 万未満 9.7% ⑤100～150 万未満 9.2% ⑤200～250 万未満 9.2%
住居形態	①持ち家 45.9% ②借家・アパート 34.3% ③親族と同居 5.0%	①持ち家 52.0% ②借家・アパート 25.8% ③市営住宅 7.9%
名古屋市の施策等 で期待すること	①相談事業の充実 76.5% ②経済的支援の充実 16.7% ③就業支援の充実 9.8%	①相談事業の充実 69.1% ②経済的支援の充実 20.4% ③住宅対策の充実 15.5%

第2章 ひとり親家庭等の現状と課題

1 ひとり親家庭等の状況

(1) ひとり親家庭等の世帯数（推計）の推移

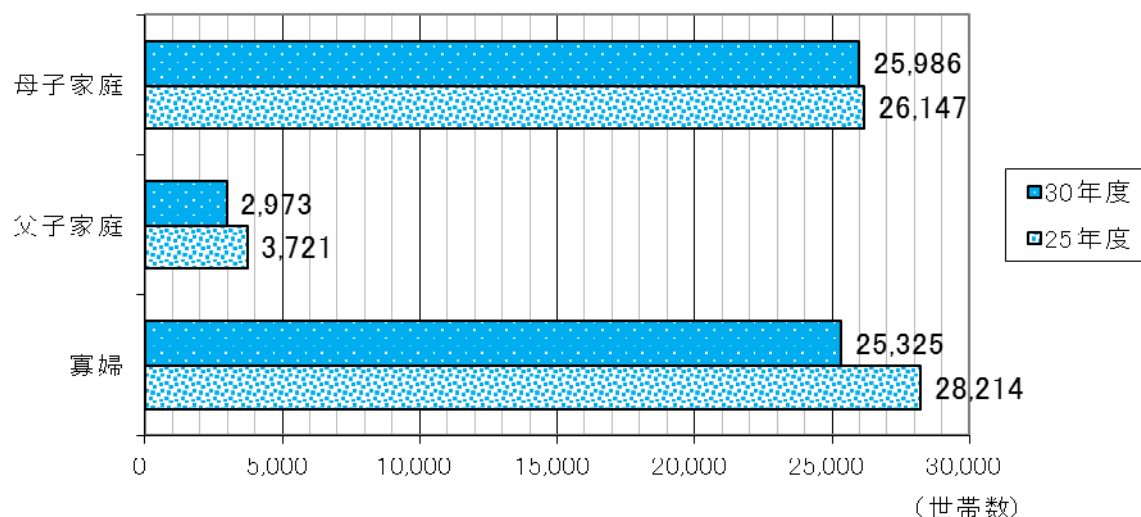
本市におけるひとり親家庭等の世帯数（推計）は、名古屋市ひとり親世帯等実態調査（以下「調査」と言います。）を始めた昭和 53 年度以降一貫して増え続けてきましたが、平成 20 年 9 月に実施した調査では、母子家庭、父子家庭、寡婦いずれも減少しました。平成 25 年 9 月に実施した調査（以下「前回調査」と言います。）では、母子家庭のみ増加したものの、平成 30 年 7 月に実施した調査（以下「実態調査」と言います。）では、平成 25 年度に比べ、母子家庭は 161 世帯、父子家庭は 748 世帯、寡婦は 2,889 世帯減少しています。

人口動態調査によると、本市における離婚率は、平成元年以降増加を続けていましたが、平成 14 年の 2.38‰（※）をピークに減少傾向に転じました。その後、平成 28 年には 1.80‰を底に、平成 29 年以降再び増加し、平成 30 年は 1.85‰となっています。実数でみると、離婚件数のピークである平成 14 年には 5,206 件であるのに対し、平成 30 年には 4,294 件となっています。

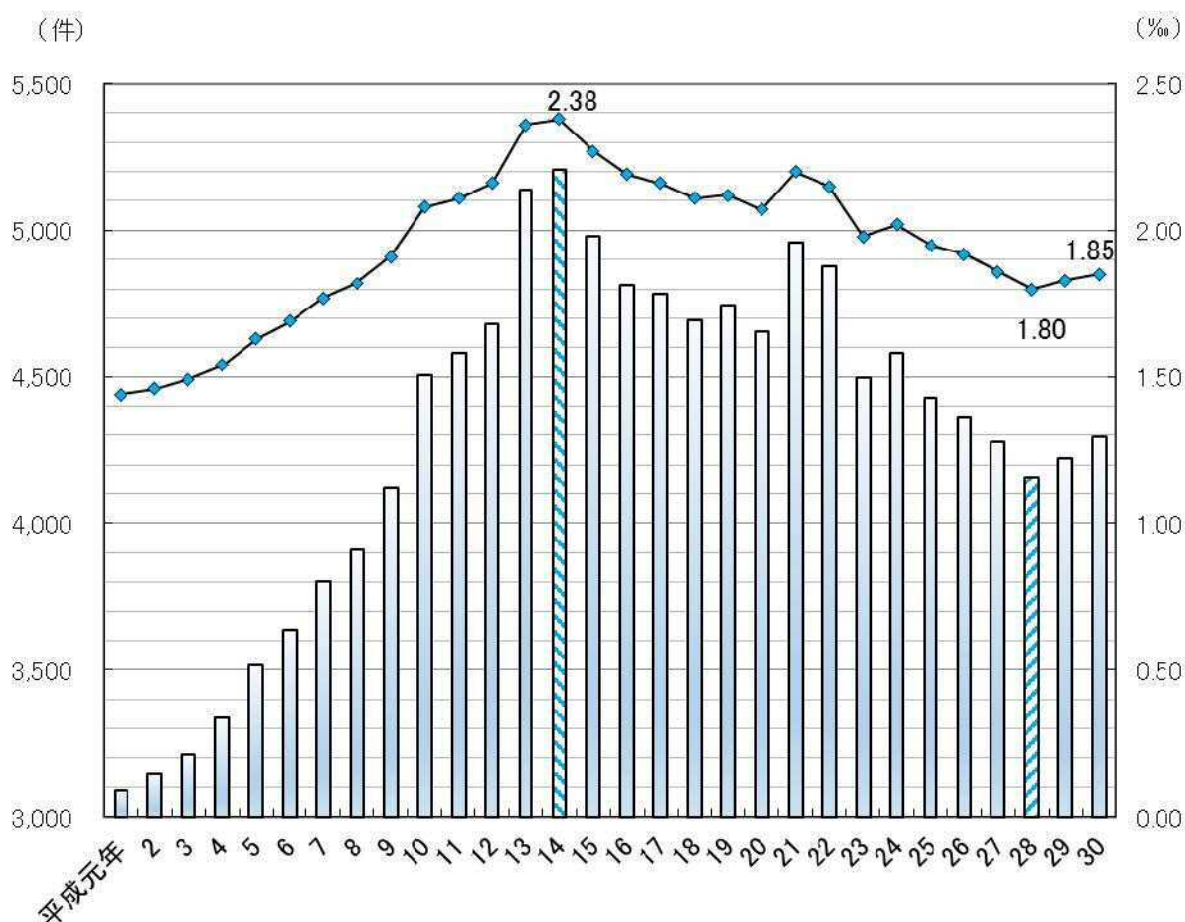
また、市内の 20 歳未満の子ども数は年々減り続けており、平成 10 年 10 月 1 日現在では 432,350 人でしたが、平成 30 年同月には 380,506 人となっています。なお、市内の世帯数は平成 10 年 10 月 1 日現在では 875,242 世帯でしたが、平成 30 年同月には 1,102,535 世帯と増加しています。

（※）‰：（パーミル）1,000 分の 1 を 1 とする単位。

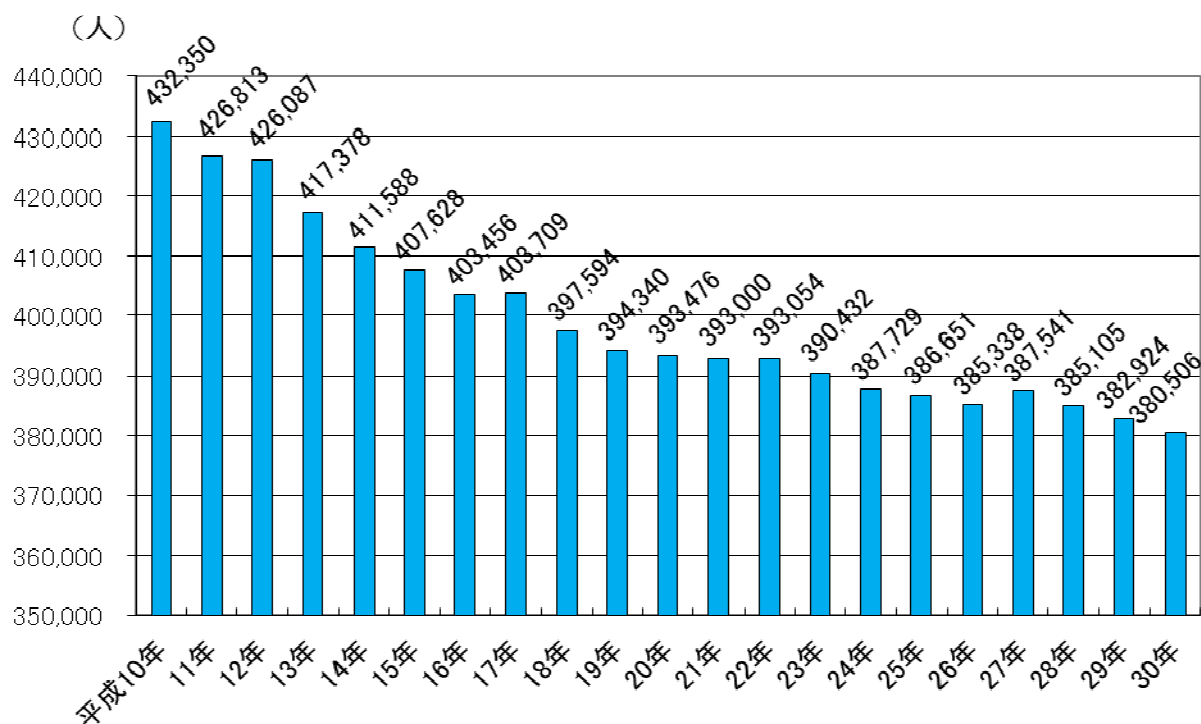
名古屋市におけるひとり親家庭等の世帯数（推計）



名古屋市における離婚件数及び離婚率（人口千人あたりの離婚件数）の推移



名古屋市の0～19歳人口（毎年10月1日時点）

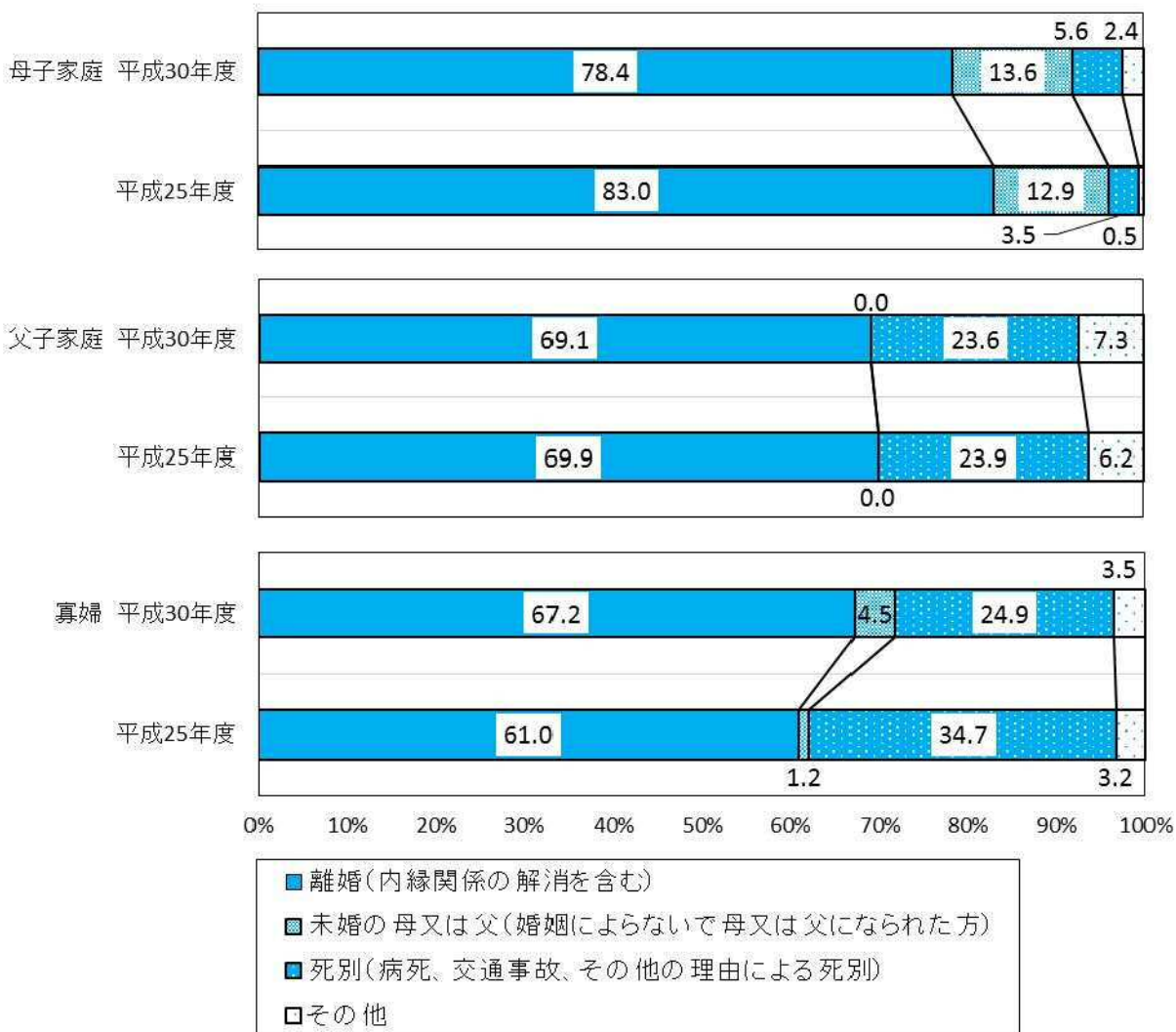


(2) ひとり親家庭等になった理由

ひとり親家庭等になった理由は、「離婚」の占める割合が最も多く、母子家庭 78.4%、父子家庭 69.1%、寡婦 67.2%となっています。前回調査と比較すると母子家庭が 4.6%、父子家庭が 0.8%低く、寡婦が 6.2%高くなっています。

母子家庭においては、「未婚の母」が 12.9%から 13.6%に増加し、「死別」も 3.5%から 5.6%と高くなっています。

名古屋市におけるひとり親世帯になった理由（世帯別）の推移



<その他の理由の内訳>

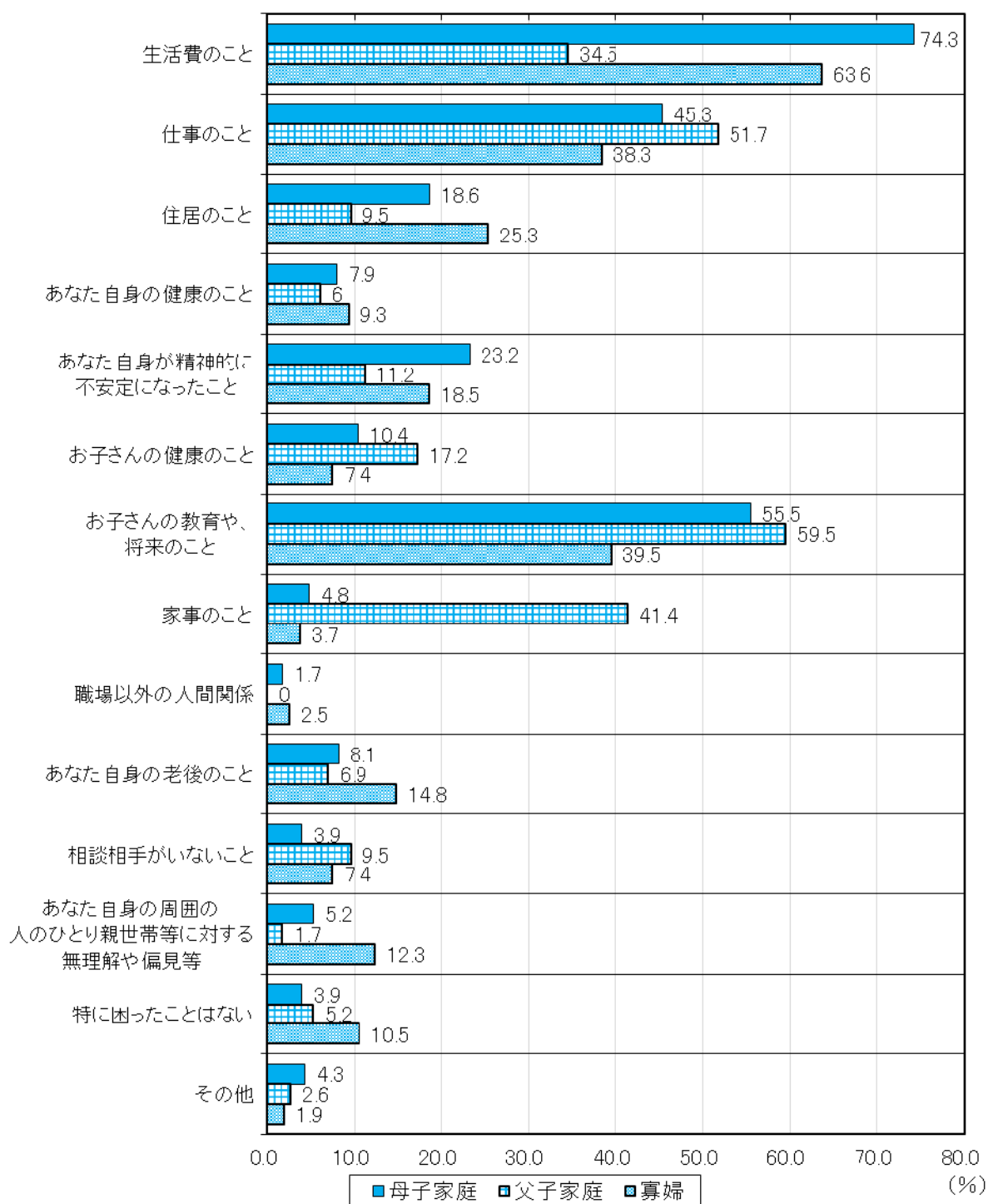
		母子家庭		父子家庭		寡婦	
		平成25年度	平成30年度	平成25年度	平成30年度	平成25年度	平成30年度
その他の内訳		0.5	2.4	6.2	7.3	3.2	3.5
	配偶者の障害	0.1	0.0	1.4	1.6	0.8	0.6
	生死不明(災害・事故等)	0.0	0.0	0.5	0.0	0.4	0.6
	家出等による養育放棄	0.4	0.6	1.9	2.4	1.2	0.6
	その他	0.0	1.8	2.4	3.3	0.8	1.7

(3) ひとり親家庭等の悩み（なった当時）

ひとり親家庭等になったときに困ったこととして、「生活費のこと」をあげている方は、母子家庭で74.3%、父子家庭で34.5%、寡婦で63.6%と高い割合になっています。また、「子どもの教育・将来のこと」は、母子家庭、父子家庭で高い割合となっています。それ以外では、母子家庭が「仕事のこと」を、父子家庭では「仕事のこと」、「家事のこと」をあげる方が多くなっています。

全体では、ひとり親家庭等になった当時困っていたことがある方は、母子家庭で96.1%、父子家庭で94.8%、寡婦で89.5%となっています。

ひとり親家庭等になった当時困っていたこと（複数回答）



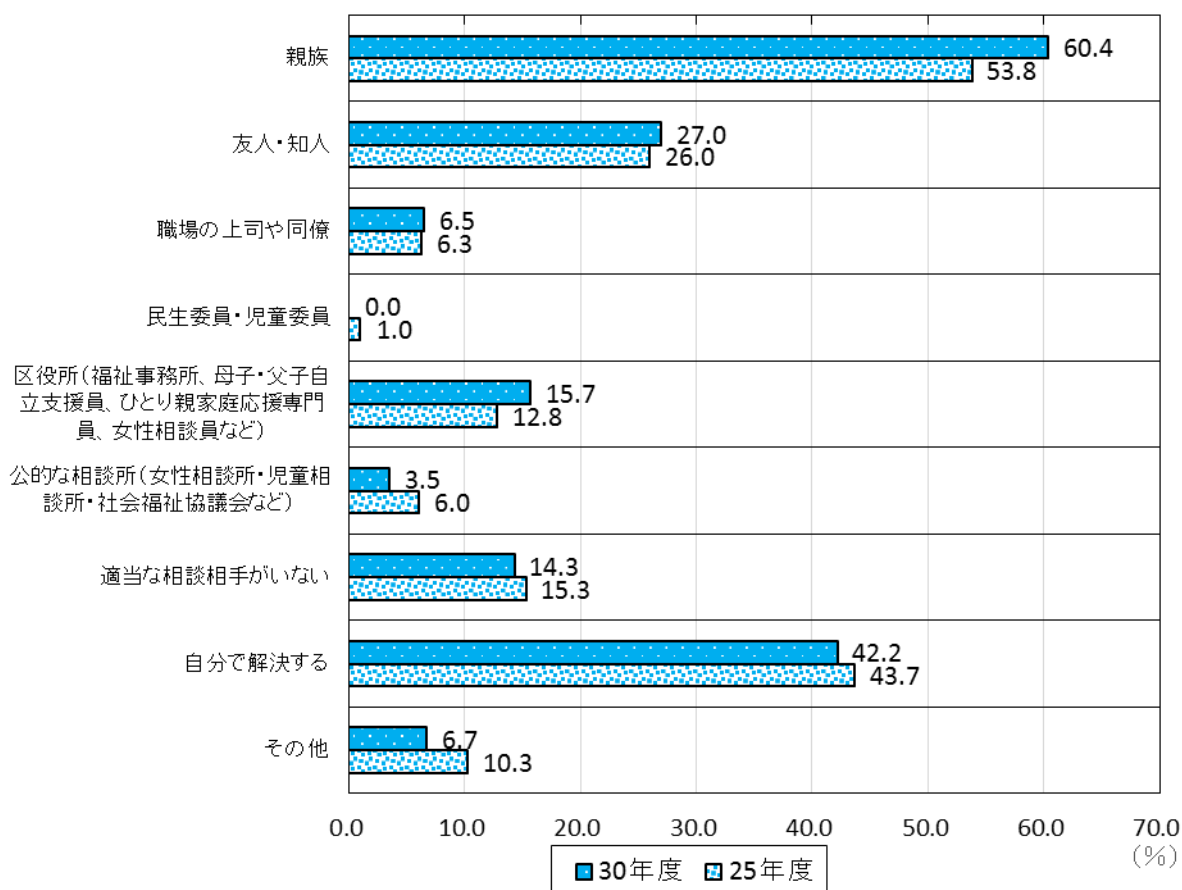
(4) ひとり親家庭等の悩み（なった当時）の相談先

ひとり親家庭等になった当時に困っていたことの相談相手については、母子家庭では「親族」に相談する割合が最も多く 60.4%、次いで「自分で解決する」場合が 42.2%と多く、父子家庭と寡婦では「自分で解決する」が最も多く、父子家庭で 45.1%、寡婦で 49.0%、次いで「親族」に相談する割合が多くなっており父子家庭で 44.2%、寡婦で 45.0%となっています。

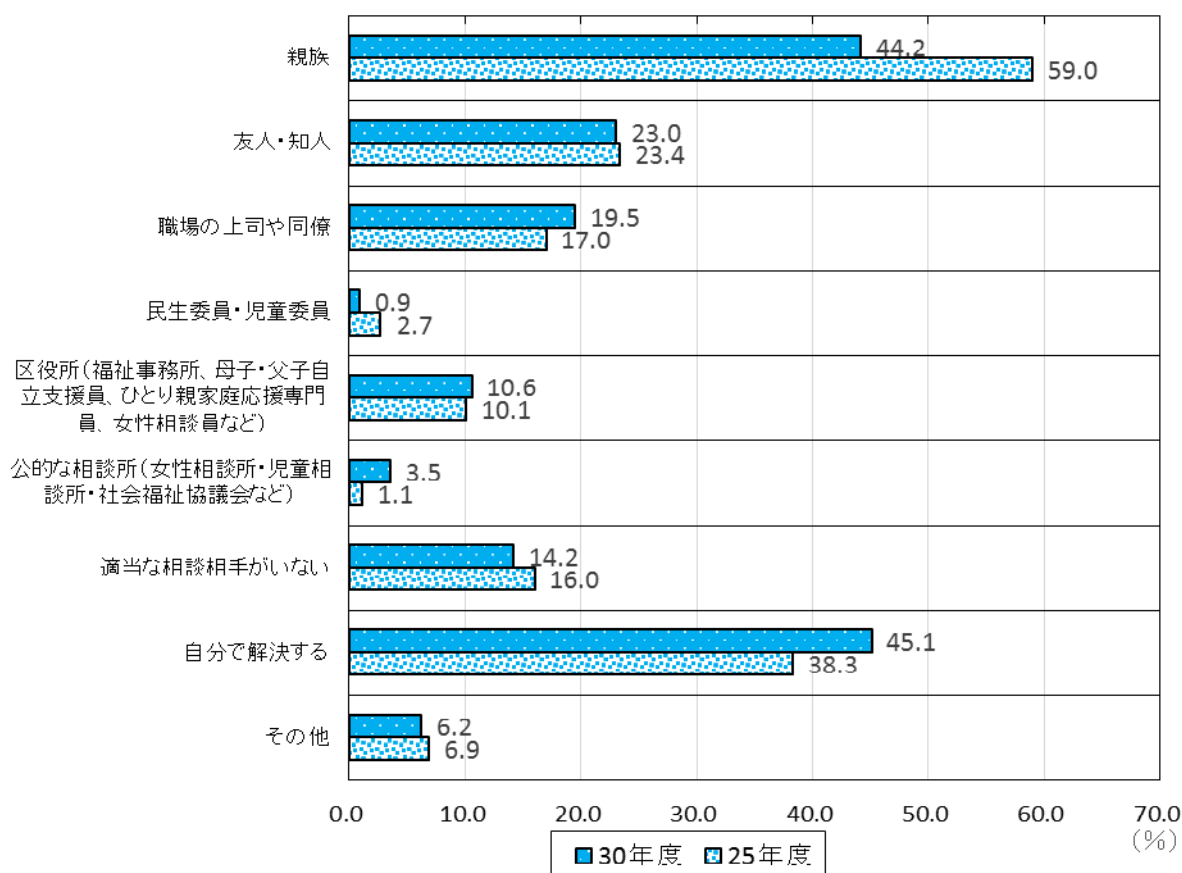
「区役所」及び「公的な相談所」と回答した方は、母子家庭が 19.2%、父子家庭が 14.1%、寡婦が 9.2%となっており、母子家庭、父子家庭は前回調査より増加していますが寡婦については減少しています。

また、「適当な相談相手がない」と回答した方は、母子家庭が 14.3%、父子家庭が 14.2%と前回調査より若干減少していますが、寡婦は 14.6%と若干増加しています。

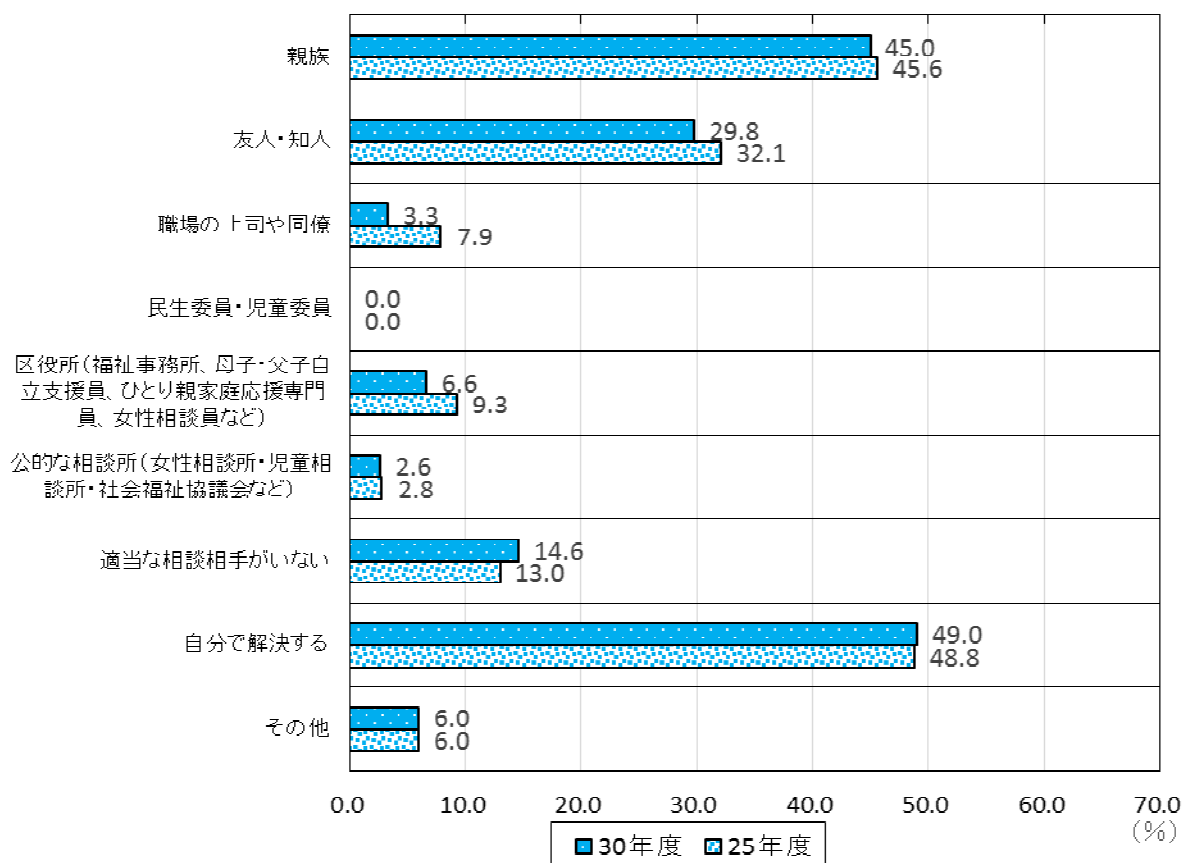
ひとり親家庭等になった当時困っていたことの相談相手推移（母子家庭）
（複数回答）



ひとり親家庭等になった当時困っていたことの相談相手推移（父子家庭）
（複数回答）



ひとり親家庭等になった当時困っていたことの相談相手推移（寡婦）
（複数回答）

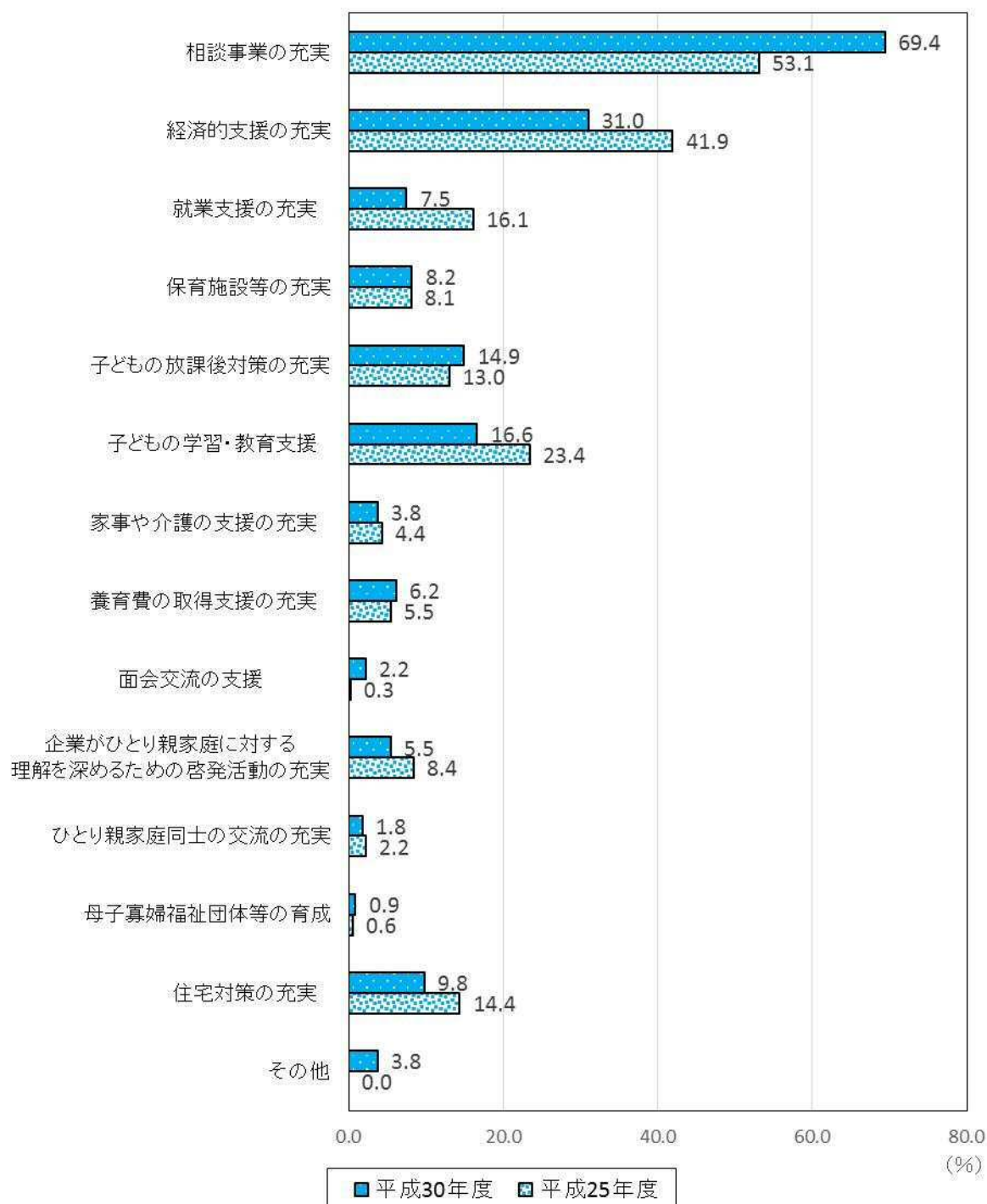


(5) 名古屋市の施策等で期待すること

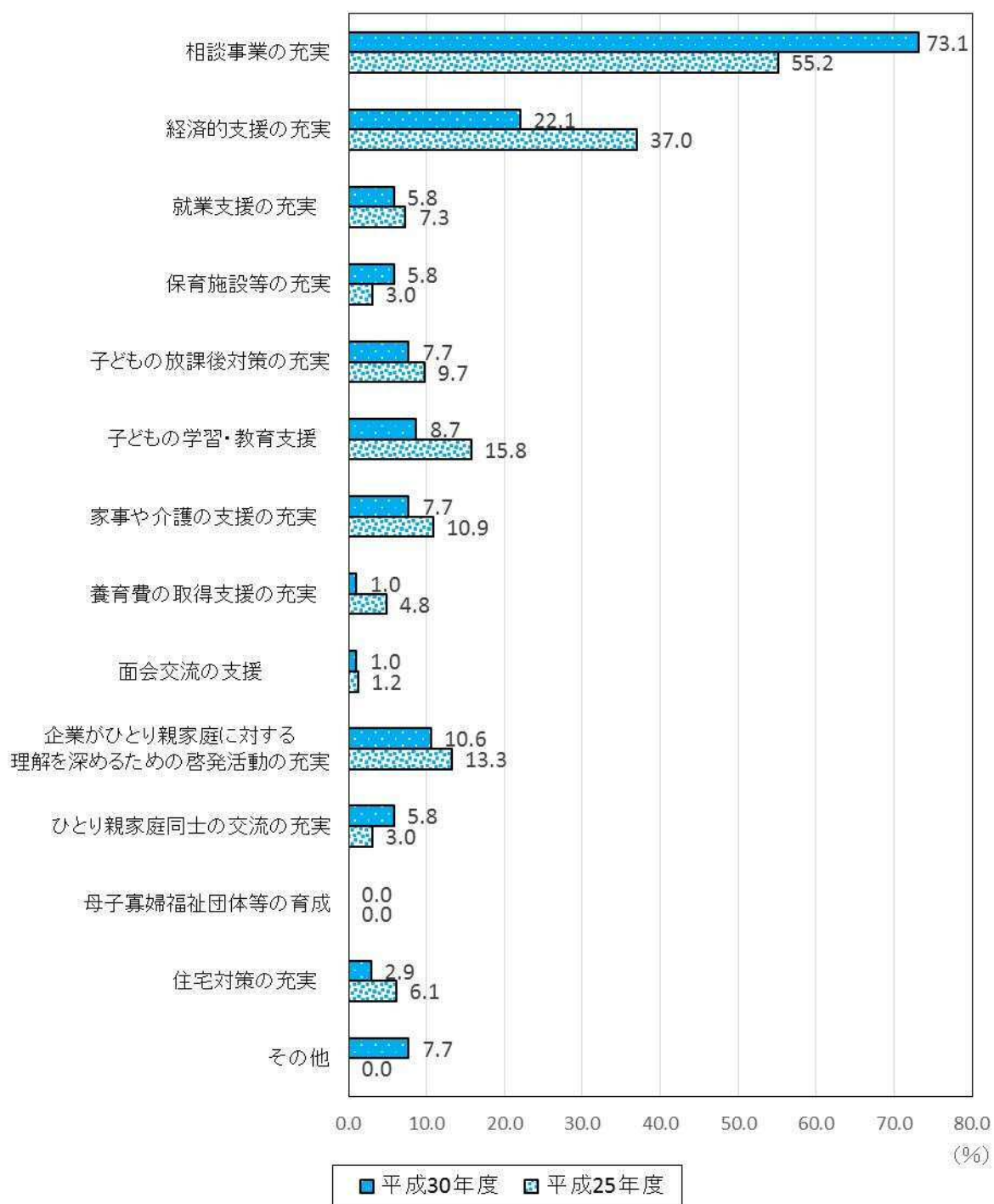
本市の施策で期待することは、母子家庭、父子家庭及び寡婦ともに「相談事業の充実」、「経済的支援の充実」の順となっています。その次に期待することは、母子家庭は「子どもの学習・教育支援」、父子家庭は「企業がひとり親家庭に対する理解を深めるための啓発活動の充実」、寡婦は「就業支援の充実」となっています。

特に、「相談事業の充実」は前回調査と比較して、母子家庭で16.3%、父子家庭で17.9%、寡婦で7.4%とそれぞれ増加しています。

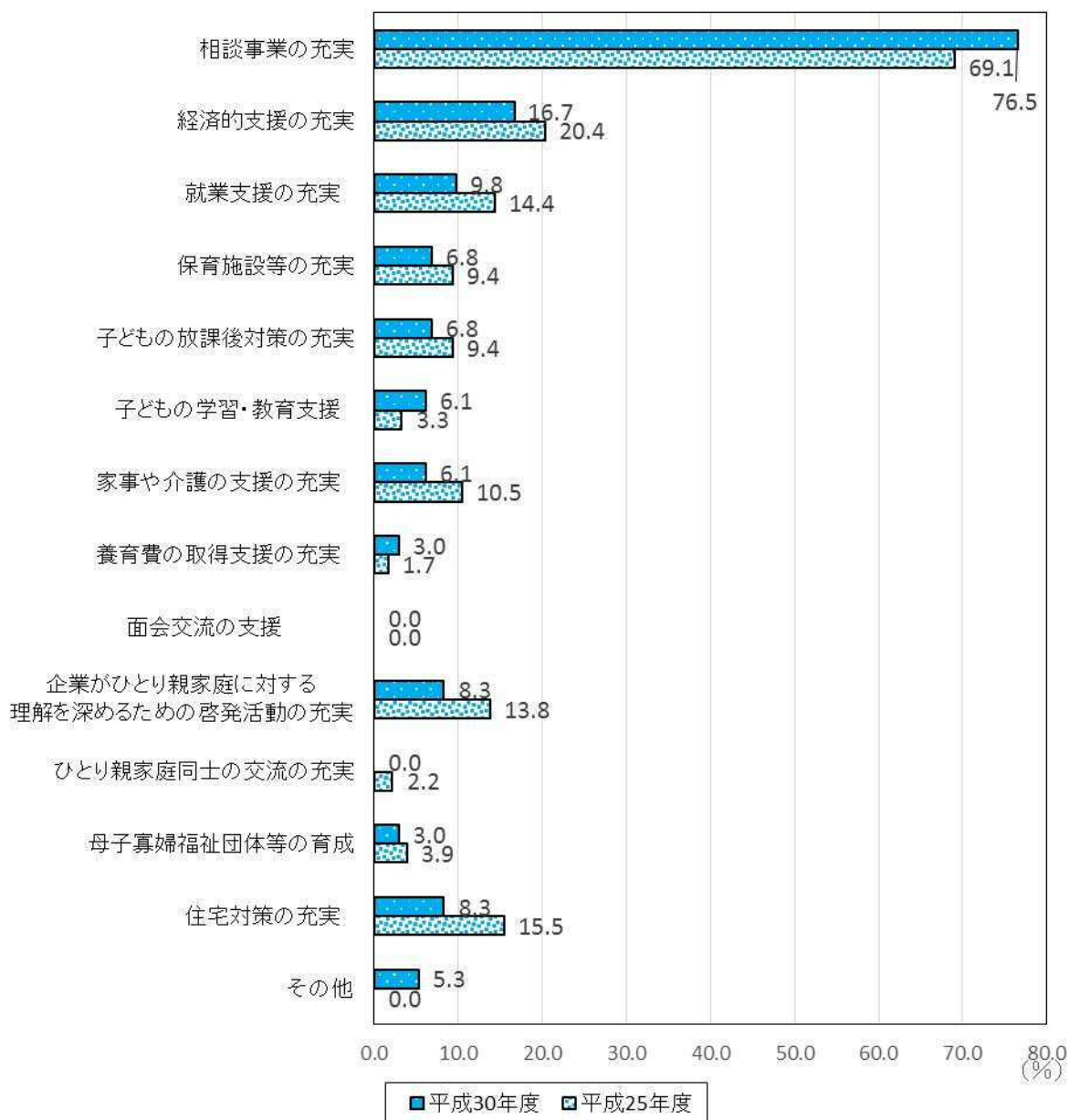
名古屋市の施策等で期待すること（母子家庭）（複数回答）



名古屋市の施策等で期待すること（父子家庭）（複数回答）



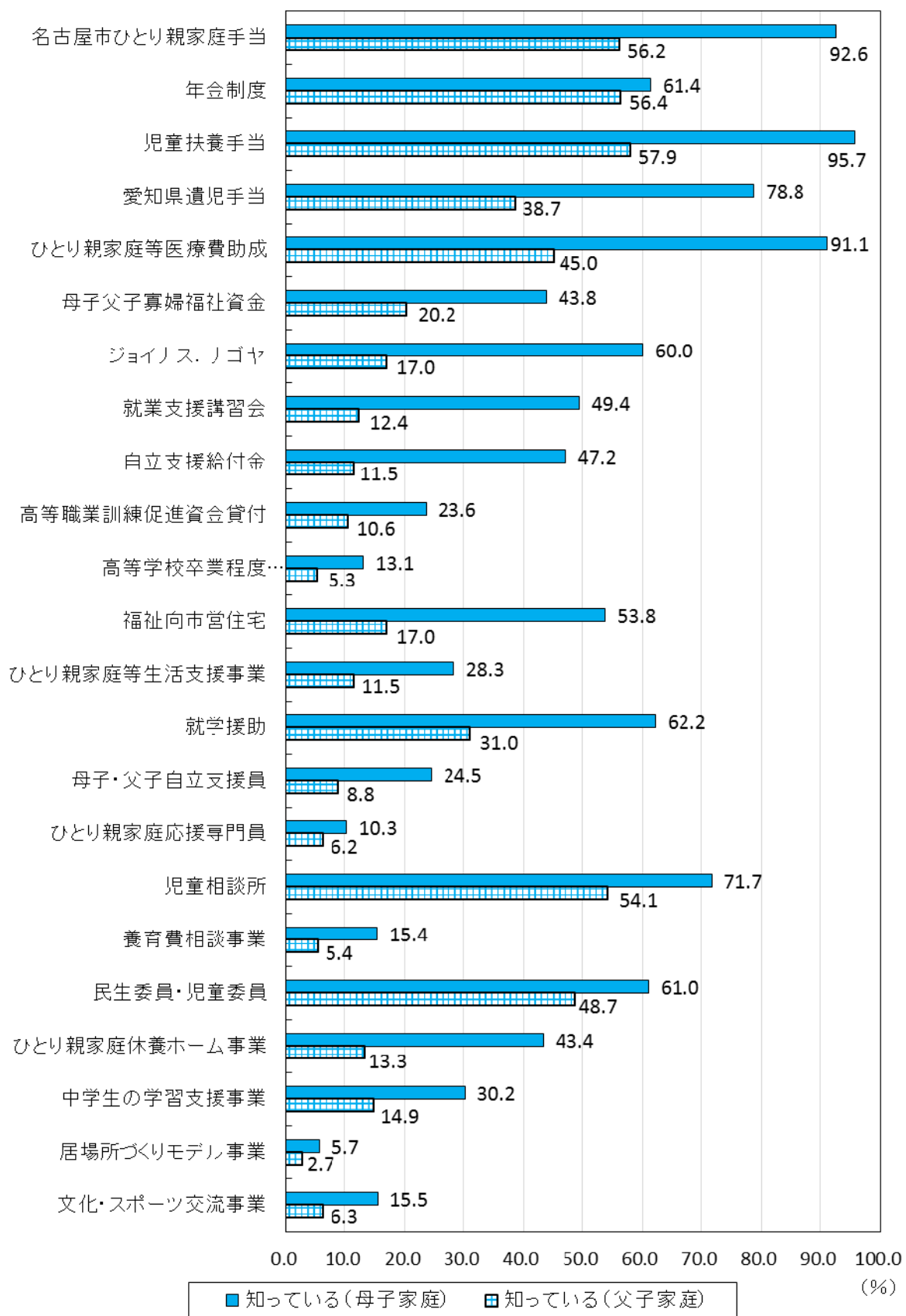
名古屋市の施策等で期待すること（寡婦）（複数回答）



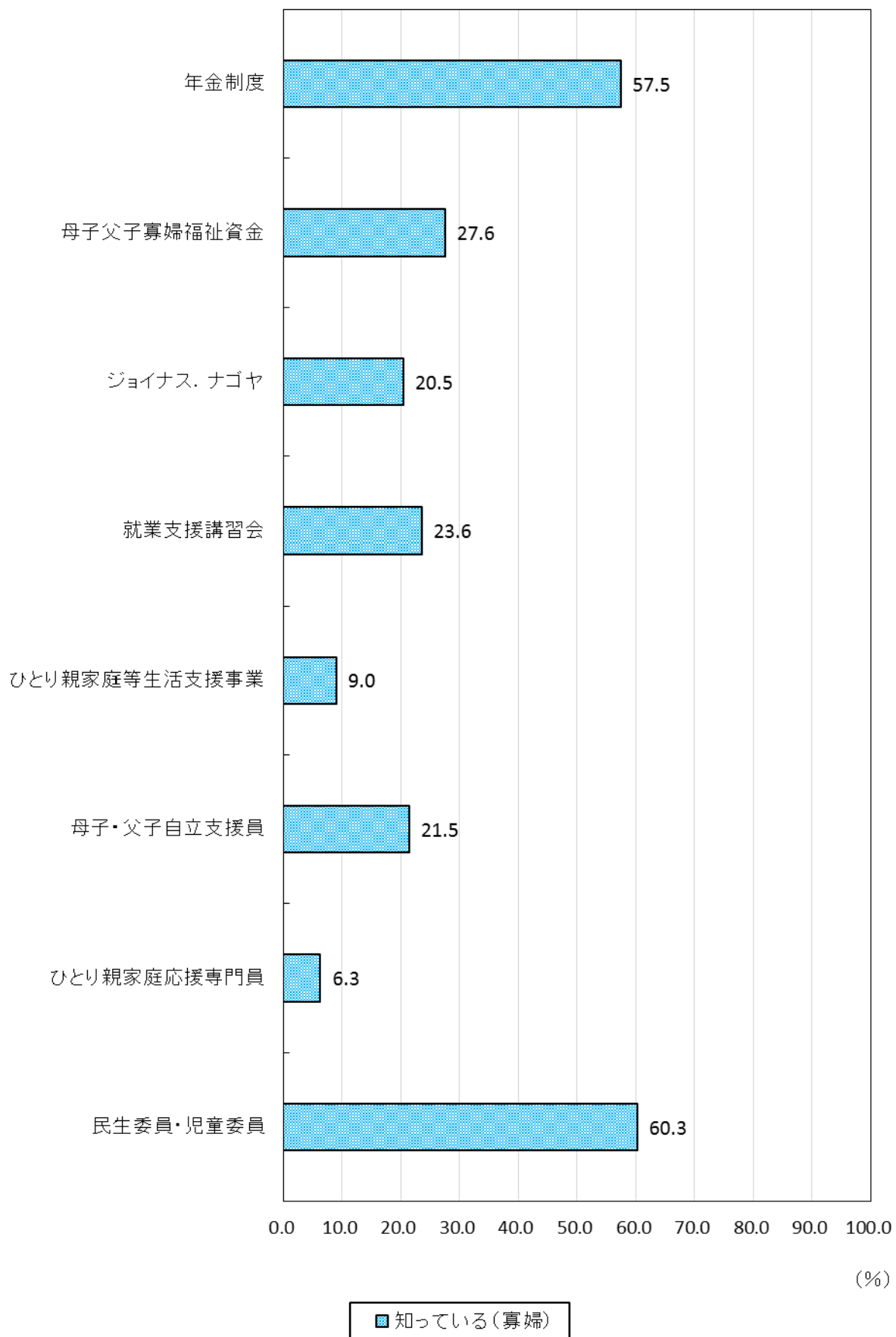
（6）公的制度の認知・利用状況等

福祉施策の認知度について、母子家庭では「児童扶養手当」が95.7%で最も多く、次いで「名古屋市ひとり親家庭手当」が92.6%、「ひとり親家庭等医療費助成」が91.1%となっており、給付事業など認知度の高い施策についての割合は9割以上と高くなっていますが、相談支援に関する施策では低い状況となっています。父子家庭では「児童扶養手当」が57.9%で最も多く、次いで「年金制度」が56.4%、「名古屋市ひとり親家庭手当」が56.2%となっており、認知度の高い施策でも割合は約6割と低くなっています。また、父子家庭では全体をみると23の福祉施策のうち、6の福祉施策の認知度は1割未満となっています。

名古屋市における福祉施策の認知度（母子家庭と父子家庭）



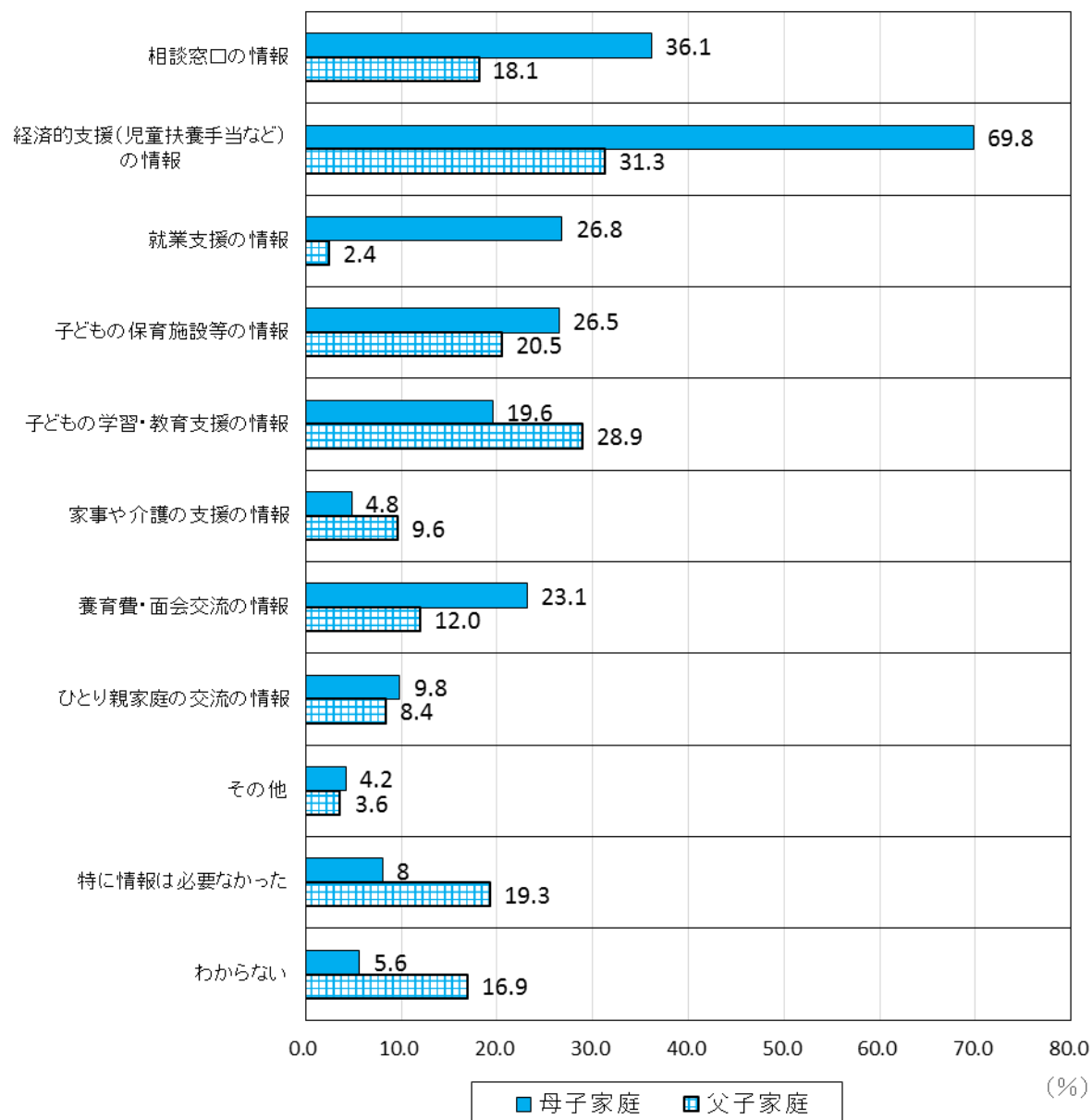
名古屋市における福祉施策の認知度（寡婦）



(7) 離婚前に知りたかったこと

離婚する前に知りたかった情報があると回答したひとり親家庭は、母子家庭で92.0%、父子家庭も80.7%と多く、知りたかった情報の内容としては、「経済的支援」が母子家庭で69.8%と高く、次いで「相談窓口の情報」が36.1%となっており、父子家庭では「経済的支援」の31.3%に次いで「子どもの学習・教育支援」が28.9%の順となっています。

離婚の前に必要と感じた情報（複数回答）



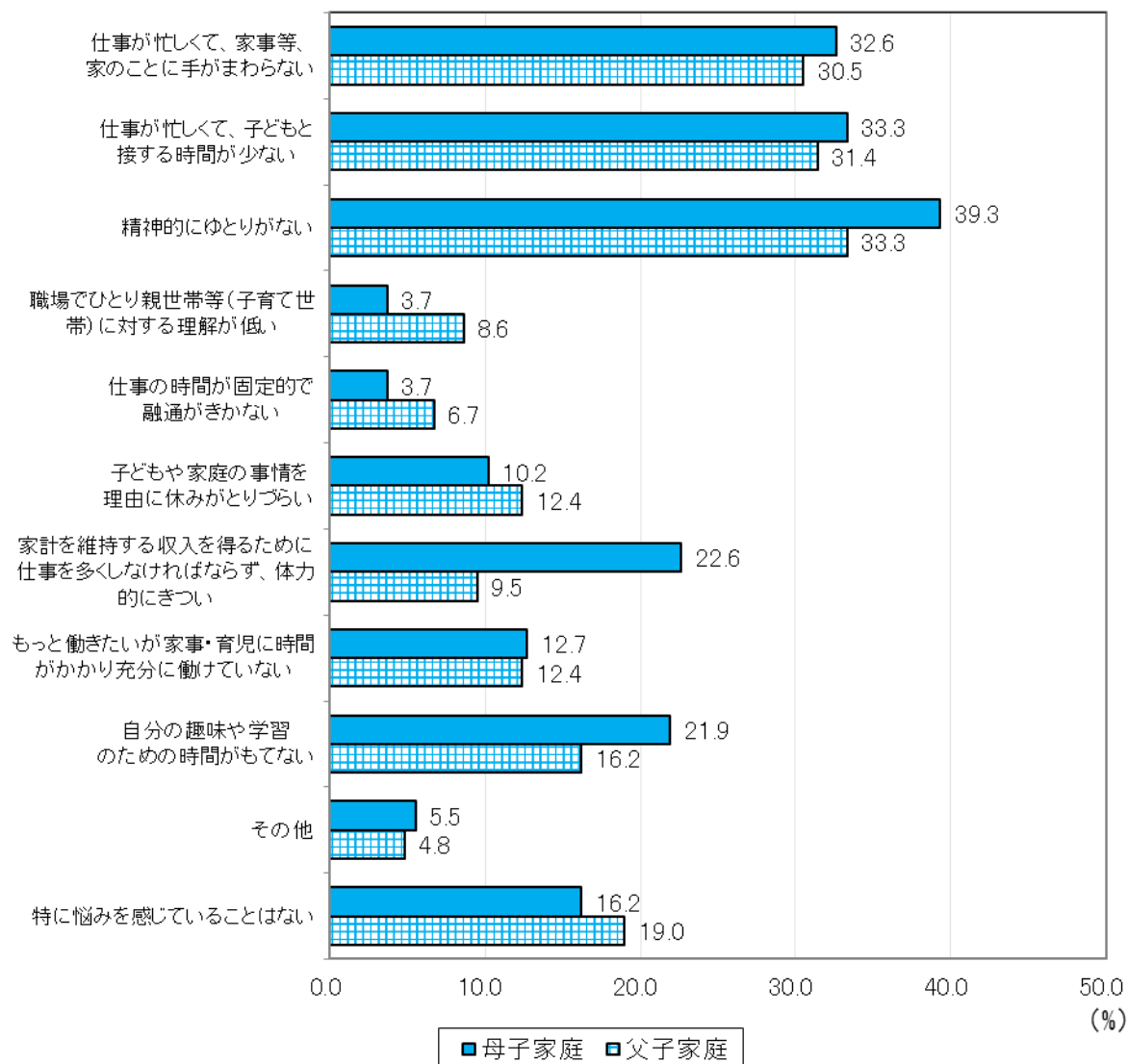
2 子育てや生活の状況

(1) ワーク・ライフ・バランスについて

ワーク・ライフ・バランスで悩んでいると回答したひとり親家庭は、母子家庭が83.8%、父子家庭が81.0%と高くなっています。

悩んでいる内容としては、母子家庭、父子家庭ともに、「精神的にゆとりがない」「仕事が忙しくて、子どもと接する時間が少ない」「仕事が忙しくて、家事等、家のことに手がまわらない」が高くなっています。

ワーク・ライフ・バランスの悩み（複数回答）

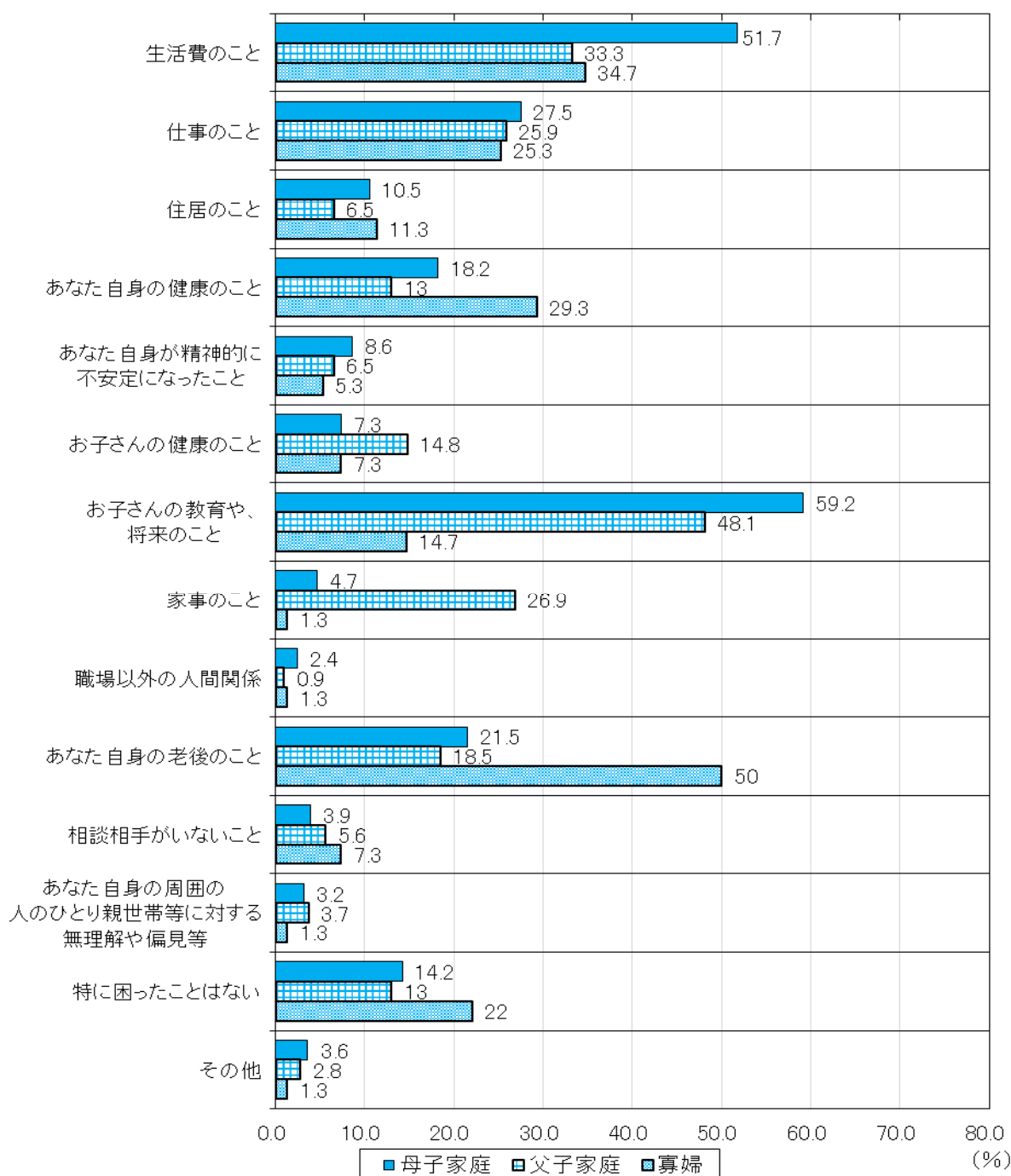


(2) ひとり親家庭等の悩み（現在）

現在困っていることとしては、「子どもの教育や将来のこと」の割合が、母子家庭が59.2%、父子家庭が48.1%と、最も高くなっています。それ以外では「生活費のこと」、「仕事のこと」が上位にあがっていますが、父子家庭では、「家事のこと」の割合が母子家庭や寡婦と比べ高くなっています。また、寡婦では「老後のこと」や「健康のこと」が高くなっています。

全体では、現在も困っていることがある方は母子家庭で85.8%、父子家庭で87%、寡婦で78%となっており、ひとり親家庭等になった当時（⇒P13）よりは減少していますが、困っていることのある方の割合は高い状況となっています。

現在困っていること（複数回答）

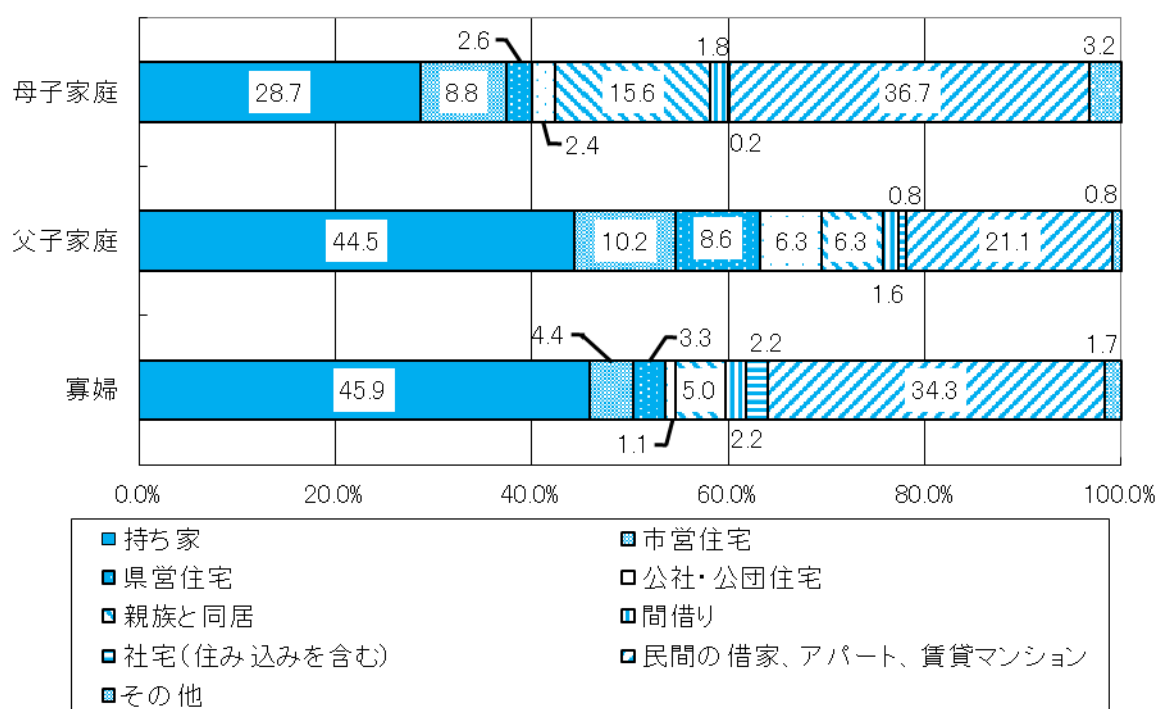


(3) 現在の住居の状況、転居の希望

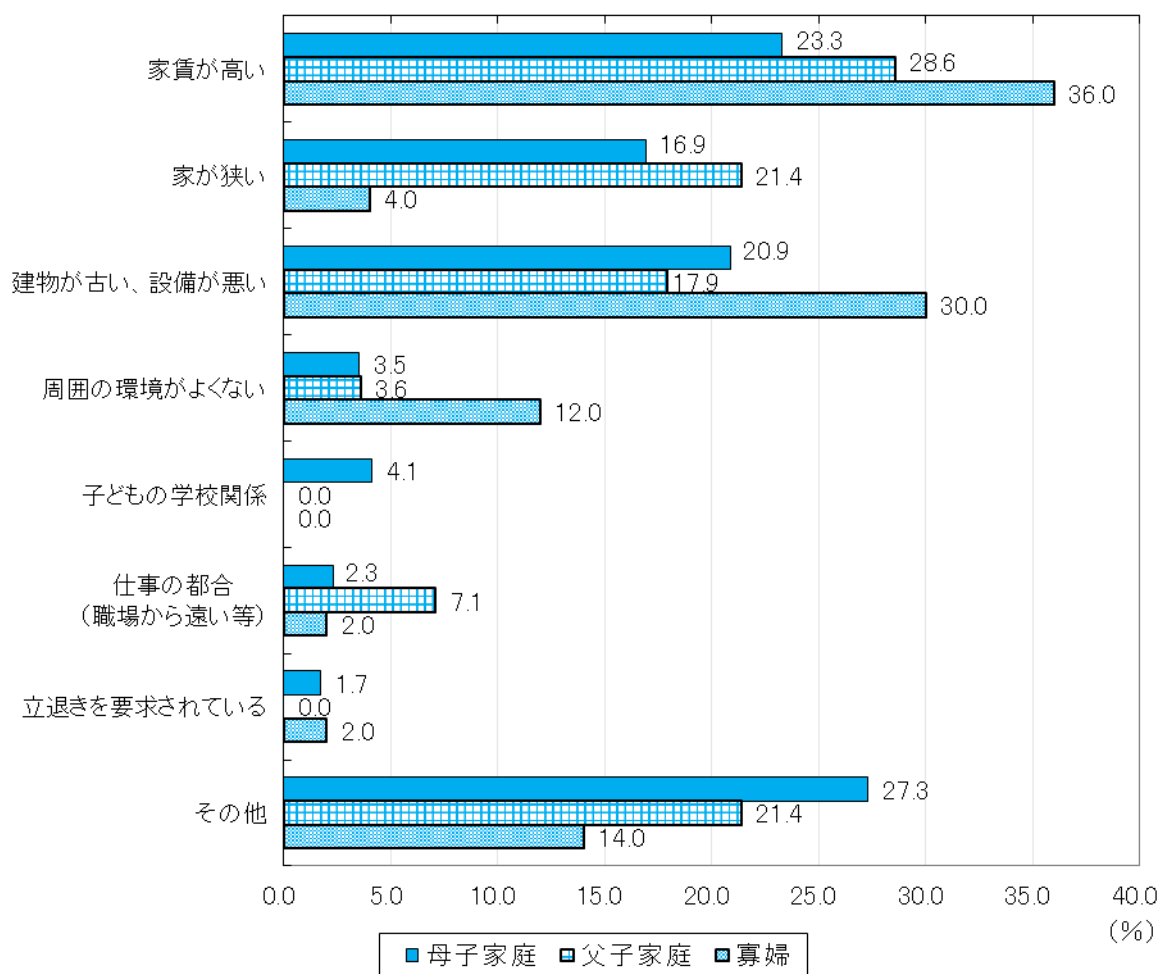
現在の住居の状況は、母子家庭は「民間の借家、アパート、賃貸マンション」が36.7%で最も多く、父子家庭と寡婦は「持ち家」が最も多く、それぞれ44.5%、45.9%となっています。

住まいを転居したいと考えている割合は、母子家庭で38.6%、父子家庭で22.8%、寡婦で30.5%となっています。転居したい理由としては、母子家庭、父子家庭及び寡婦とも第一に「家賃が高い」があげられ、次いで「家が狭い」、「建物が古い、設備が悪い」などがあがっています。

現在の住まい



転居したい理由



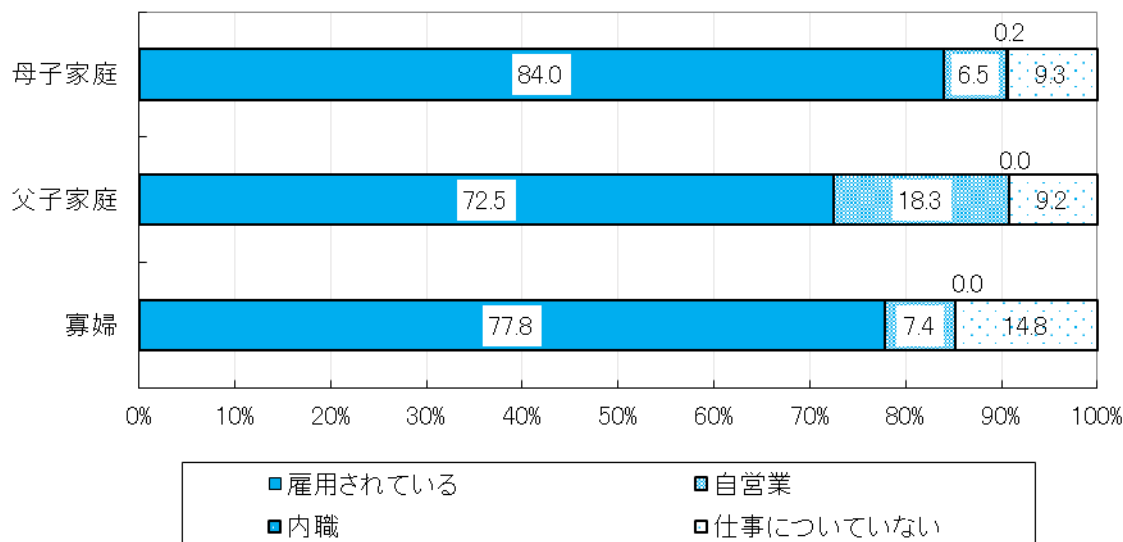
3 就業の状況

(1) 現在の就業状況

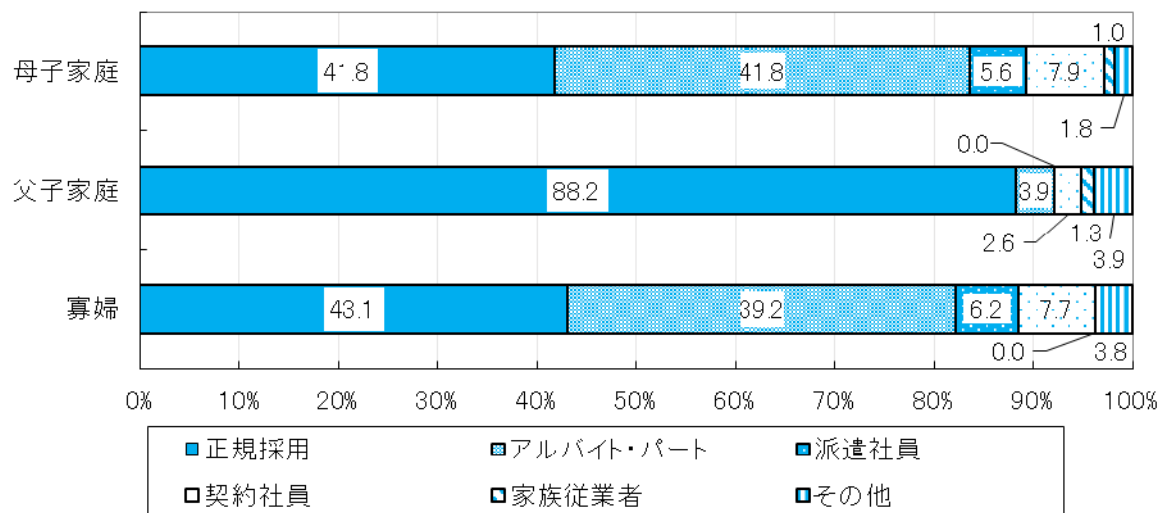
ひとり親家庭等の就業率は、母子家庭で 90.7%、父子家庭では 90.8%、寡婦では 85.2%となっています。本市が平成 30 年度に子育て家庭を対象として実施した「子ども・若者・子育て家庭意識・生活実態調査」（以下「子育て家庭調査」といいます。）によれば、18 歳未満の子どもがいる家庭において母親が就業している割合は 58.7%となっていることから、比較すると母子家庭の母親の就業率は高く、生活のために働き手となっている現状が分かります。

また、雇用されている方のうち正規雇用の割合は父子家庭が 88.2%であるのに対し、母子家庭は 41.8%、寡婦は 43.1%となっています。

現在の就業状況



雇用形態

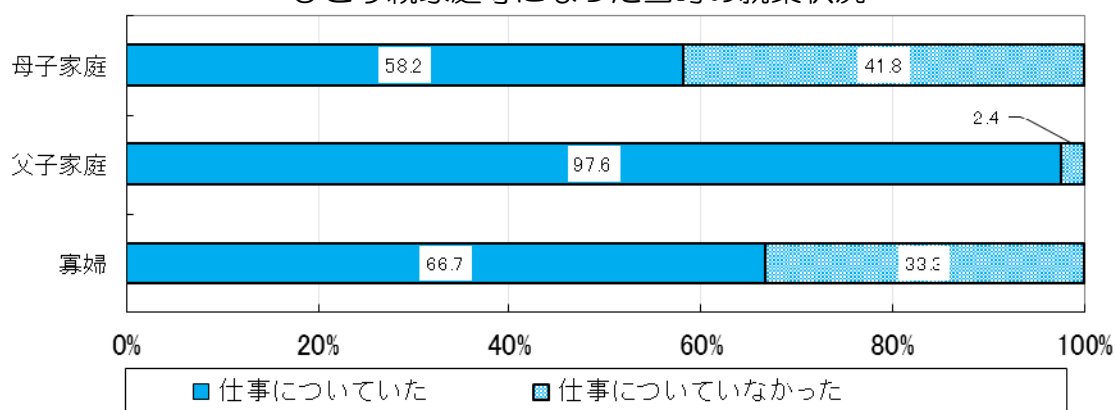


(2) ひとり親家庭等になった当時の就業状況

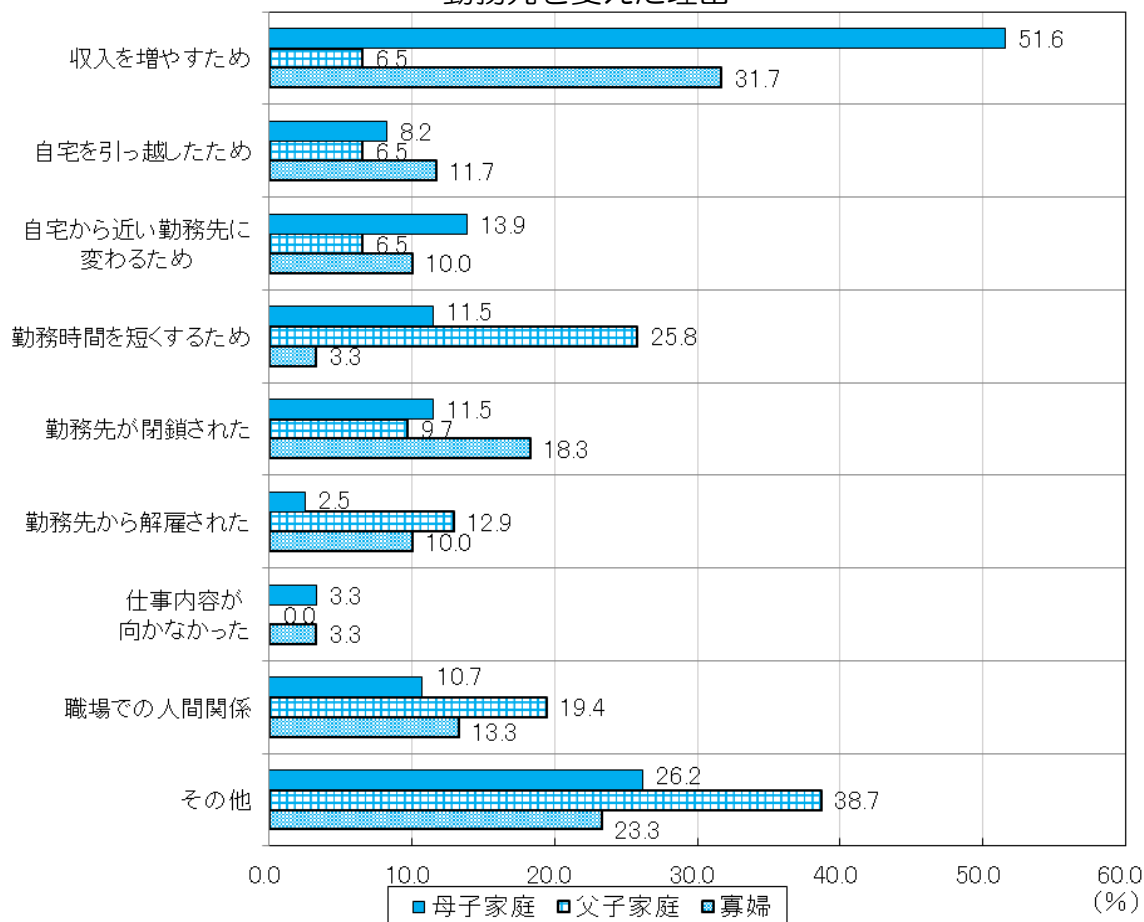
母子家庭になった当時の就業状況について、「仕事についていた」との回答は58.2%となっており、現在の母子家庭の就業率（90.7%）と比べ、低くなっています。一方で、父子家庭になった当時の就業率は97.6%で、現在の就業率（90.8%）を上回っている状況にあります。

ひとり親家庭等になる以前から就いていた仕事を継続している方の割合は、母子家庭では54.2%、父子家庭では72.4%、寡婦では43.0%となっています。勤務先や雇用形態を変えた方の理由としては、母子家庭では「収入を増やすため」が51.6%と突出しており、父子家庭においては、「勤務時間を短くするため」が多く25.8%となっています。

ひとり親家庭等になった当時の就業状況



勤務先を変えた理由



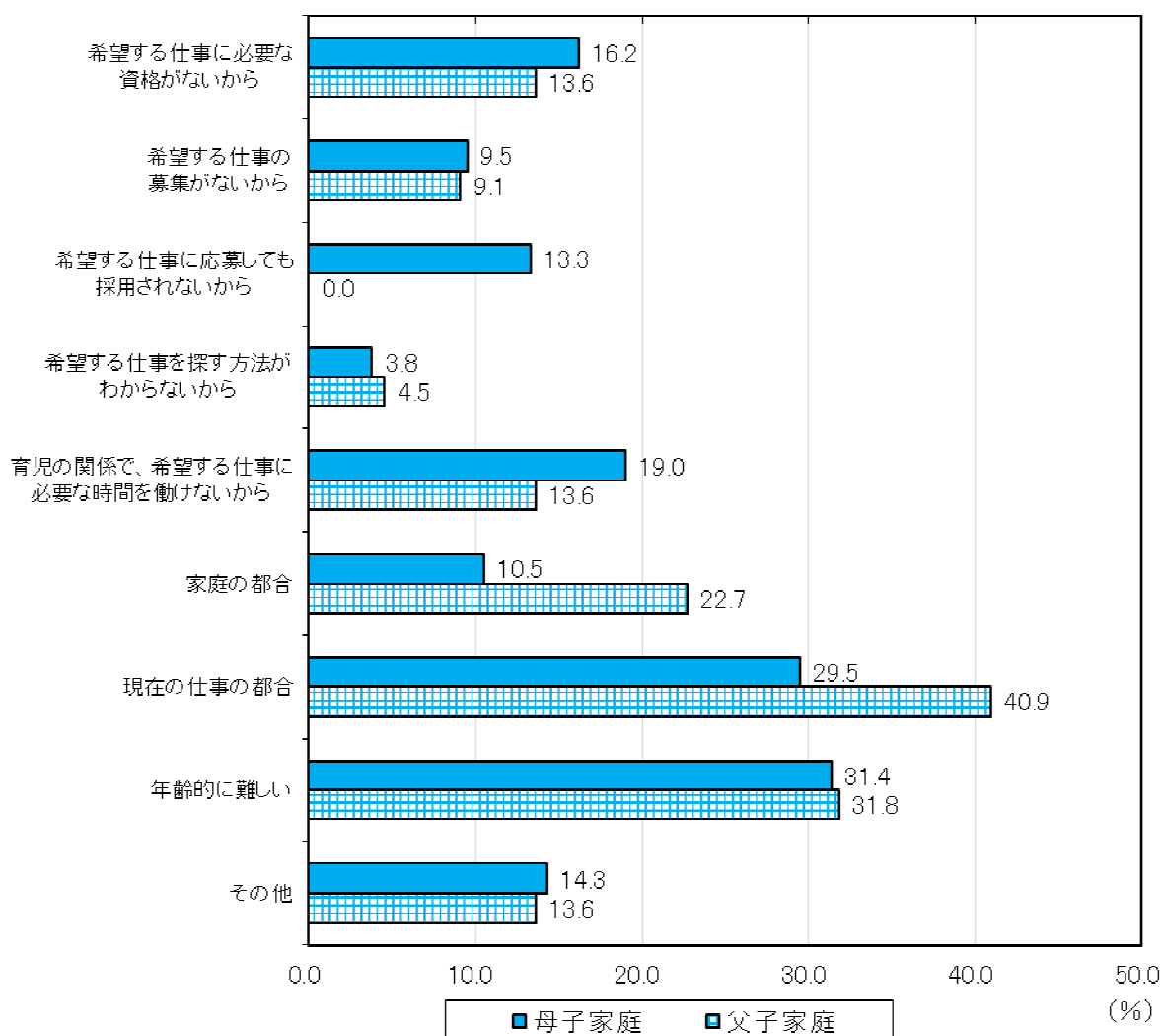
(3) 転職の希望

現在の仕事をかわりたいと思っている方は、母子家庭で 29.8%、父子家庭で 22.6%となっていますが、その理由としては、「収入が少ないため」が共通して多く、母子家庭では 46.4%、父子家庭では 47.6%となっています。しかし、転職希望のある方の中で実際に転職の予定がある方は、母子家庭で 17.1%、父子家庭で 4.2%と極めて少なくなっています。転職の予定がない方に転職できない理由を尋ねたところ、「年齢的に難しい」が母子家庭（31.4%）、「現在の仕事の都合」が父子家庭（40.9%）で最も高くなっています。

母子家庭では次いで「現在の仕事の都合」（29.5%）、「育児の関係で、希望する仕事に必要な時間を働けないから」（19.0%）、「希望する仕事に必要な資格がないから」（16.2%）「希望する仕事に応募しても採用されないから」（13.3%）の順になっています。

父子家庭では次いで「年齢的に難しい」（31.8%）、「家庭の都合」（22.7%）、「希望する仕事に必要な資格がないから」及び「育児の関係で、希望する仕事に必要な時間を働けないから」（13.6%）の順になっています。

転職できない理由（複数回答）



4 養育費・面会交流の状況

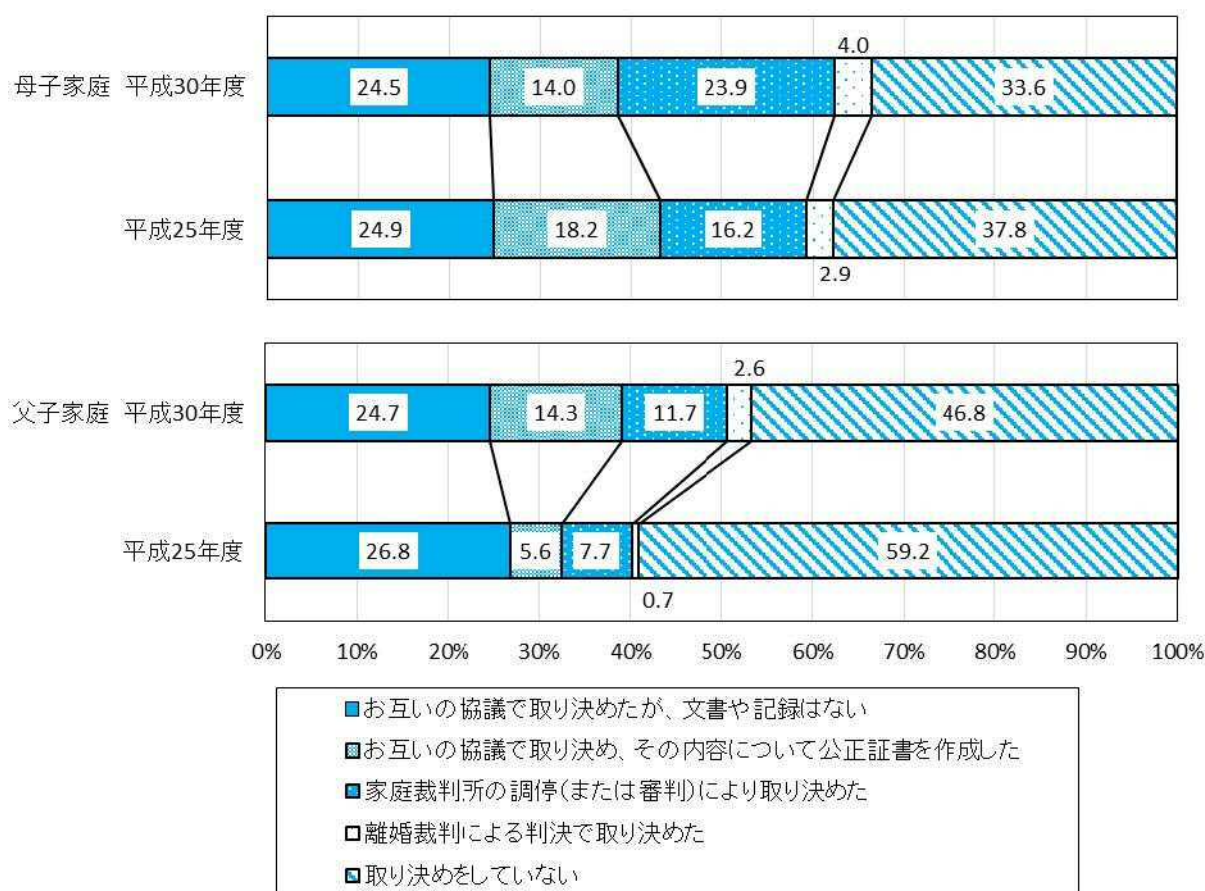
(1) 養育費

養育費の取り決めがなされていない方は、前回調査に比べ減少しているものの、母子家庭で33.6%、父子で46.8%と依然として多い状況です。また、取り決めをしている場合であっても、協議のみで文書や記録がない方が母子家庭で約4割、父子家庭でも5割近くを占めています。

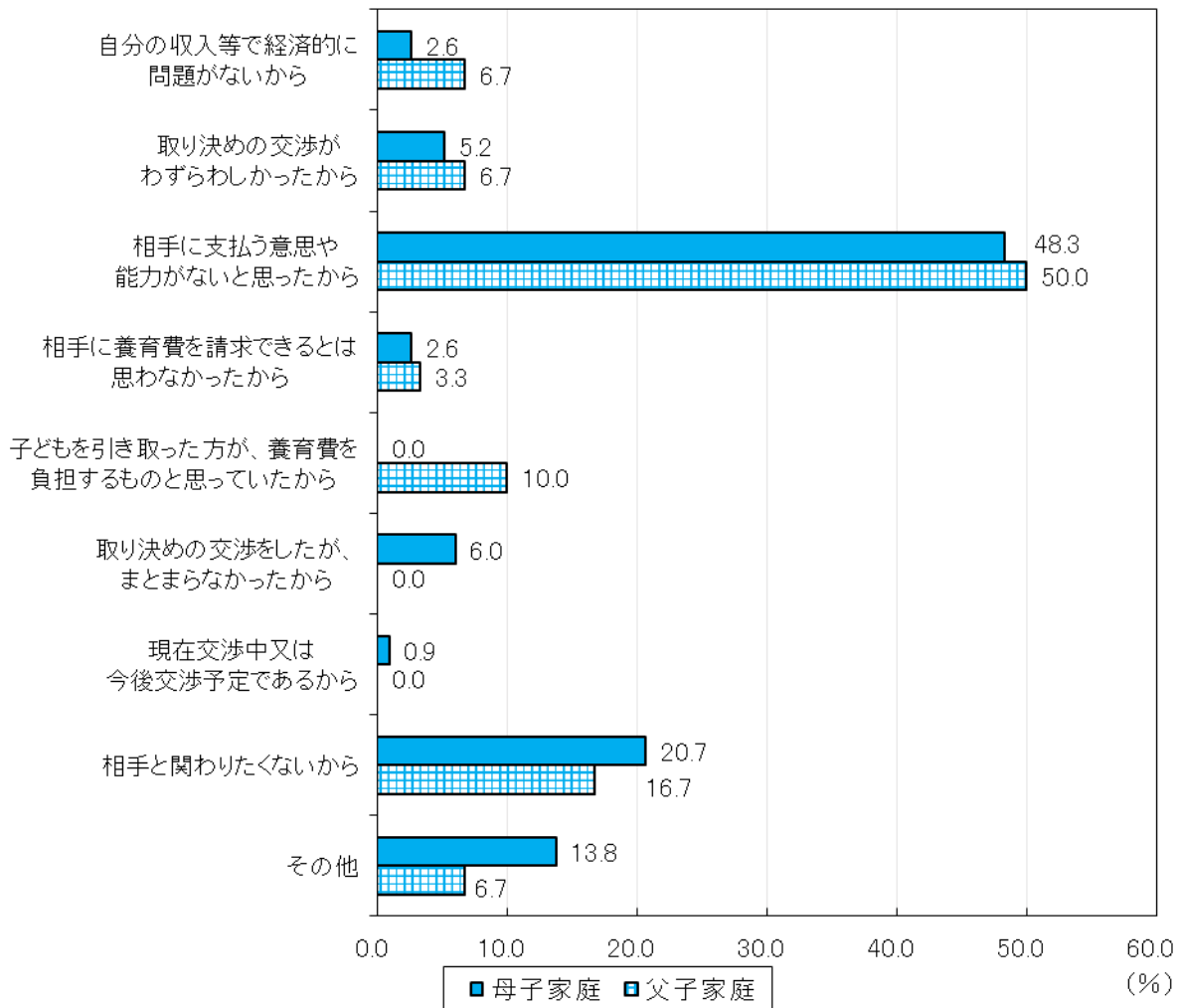
取り決めをしていない理由としては、「相手に支払う意思や能力がないと思ったから」が、母子で48.3%、父子で50.0%、「相手と関わりたくないから」が、母子で20.7%、父子で16.7%と高い割合となっています。

実際に養育費を受け取っている割合は前回調査に比べ少し高くなっているものの、依然低い状態にあり、母子家庭で35.2%、父子家庭では2.5%となっています。

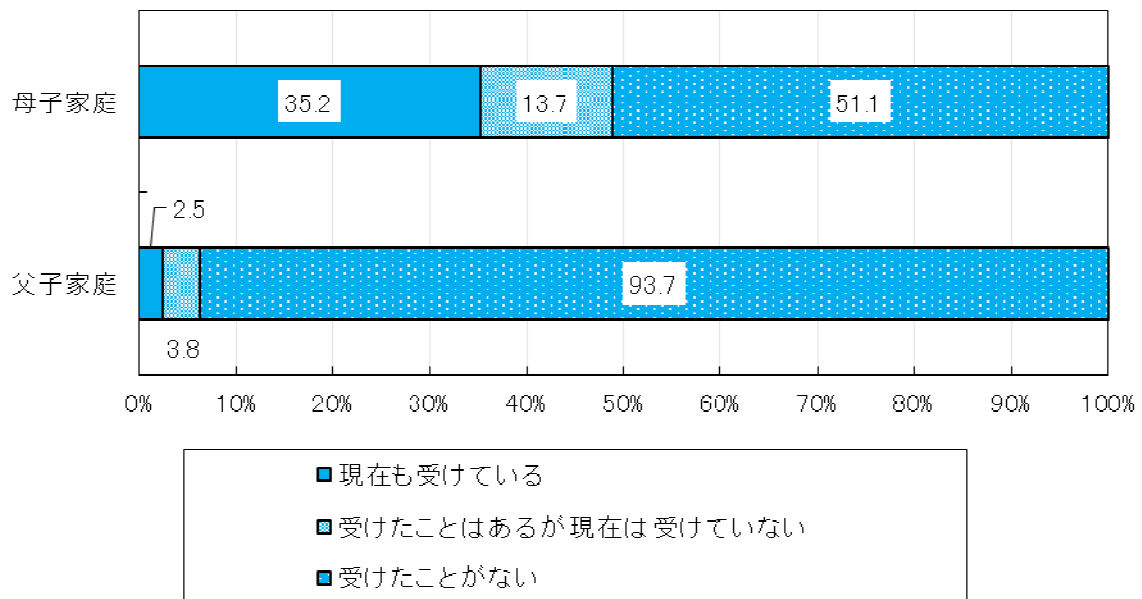
養育費の取り決め状況について



養育費の取り決めをしていない理由



養育費の受給状況



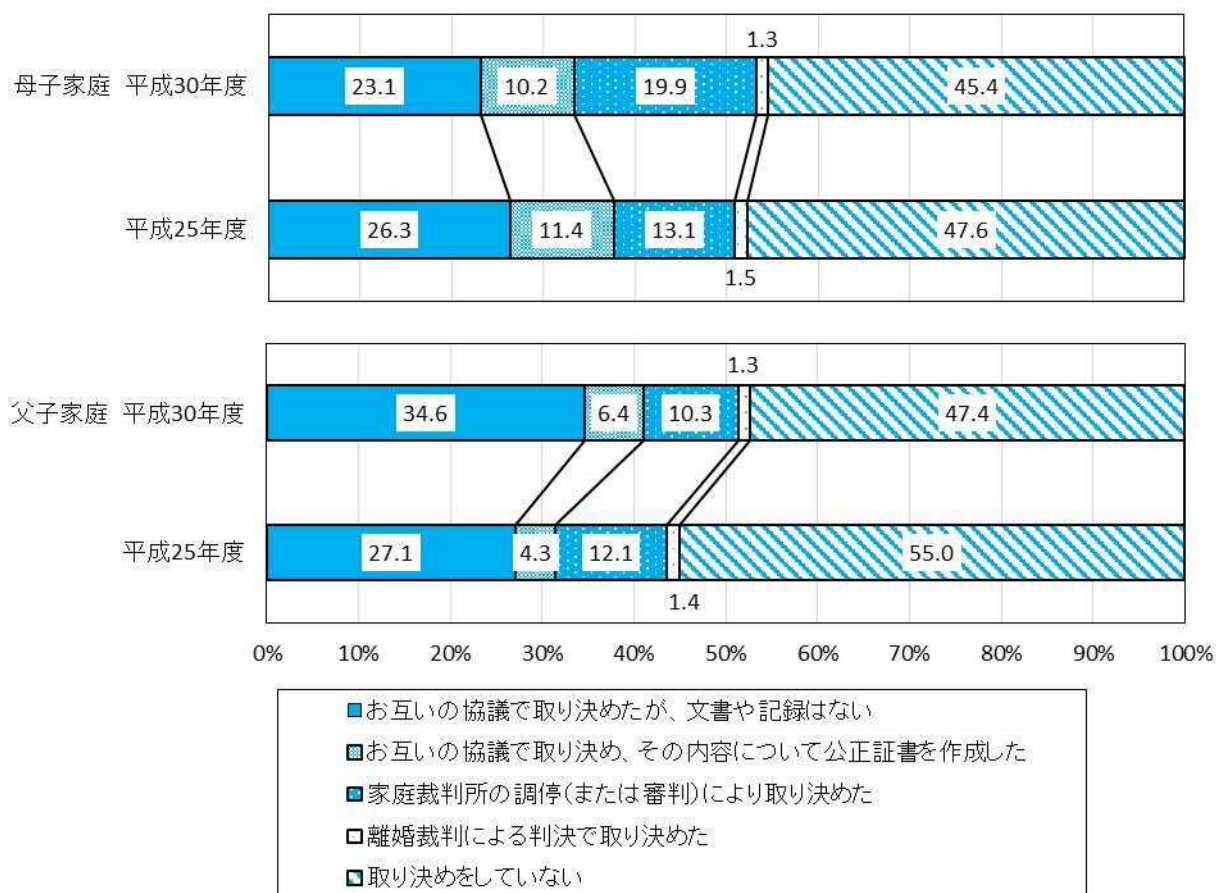
(2) 面会交流

面会交流の取り決めがなされていない方は、前回調査に比べ減少しているものの、母子家庭で45.4%、父子家庭で47.4%と依然として多い状況です。また、取り決めをしている場合であっても、協議のみで文書や記録がない方が母子家庭で約4割、父子家庭では約7割を占めています。

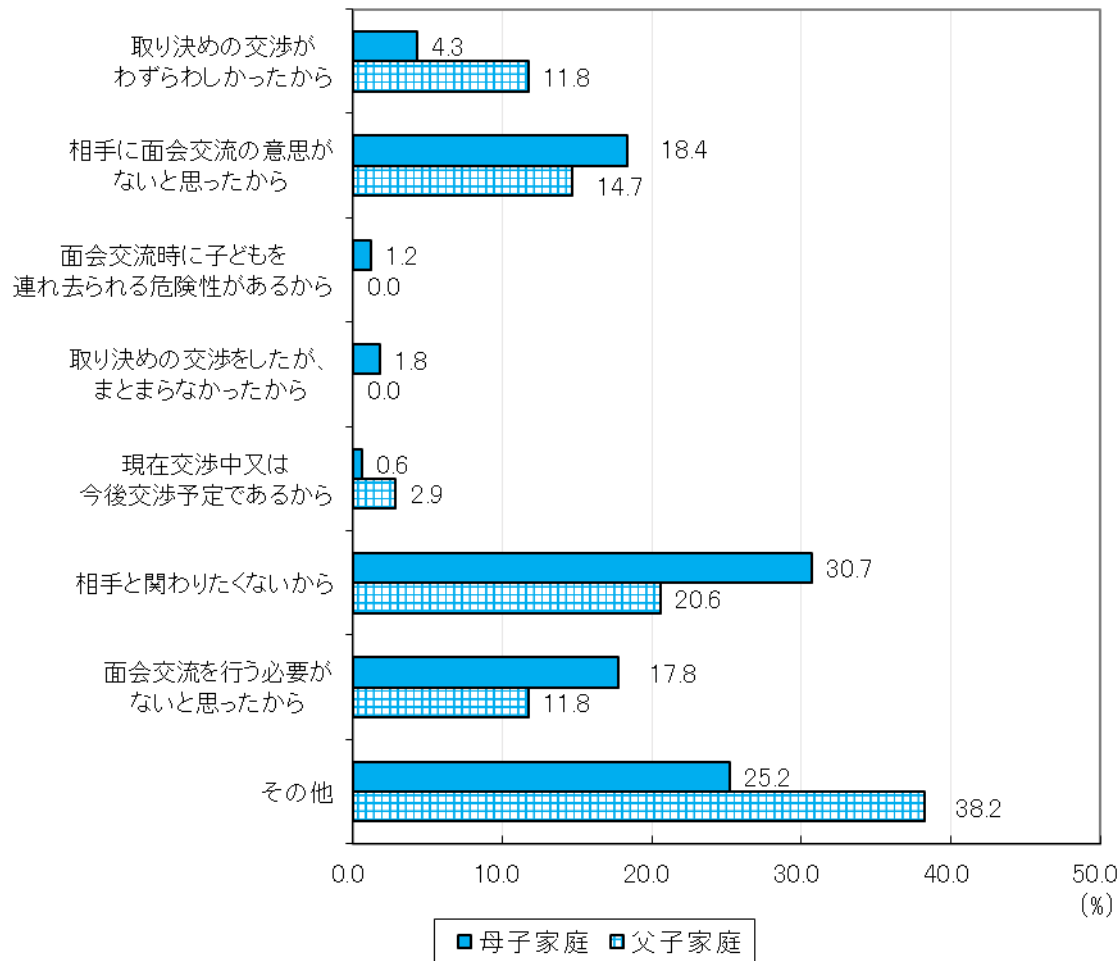
面会交流の取り決めをしていない理由としては、「相手と関わりたくないから」が最も多く母子家庭で30.7%、父子家庭で20.6%となっています。次いで、「相手に面会交流の意思がないと思ったから」が母子家庭で18.4%、父子家庭で14.7%となっています。

また、面会交流の実施状況は、「現在も面会交流をおこなっている」方が父子家庭の55.6%に対し、母子家庭では40.5%と低くなっています。

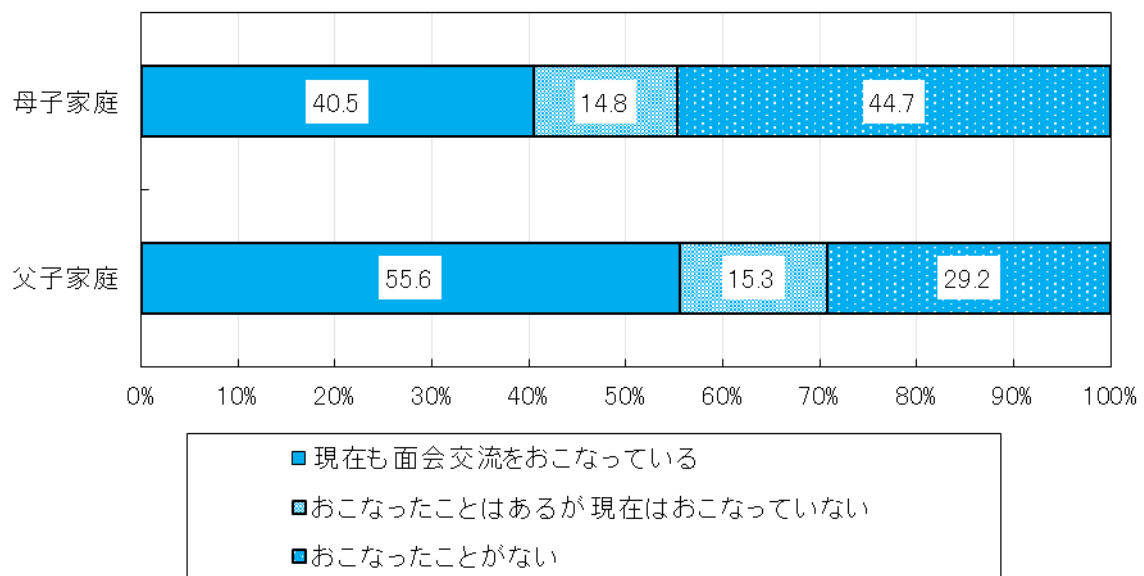
面会交流の取り決め状況について



面会交流の取り決めをしていない理由



面会交流の実施状況



5 収入の状況

母子家庭の平均年間総収入は 319.3 万円となり、前回調査とくらべると 70.2 万円増加していますが、子育て家庭の平均年間総収入 796.0 万円（平成 30 年度子育て家庭調査による）と比較すると約 4 割となっており、引き続き厳しい状況が続いています。

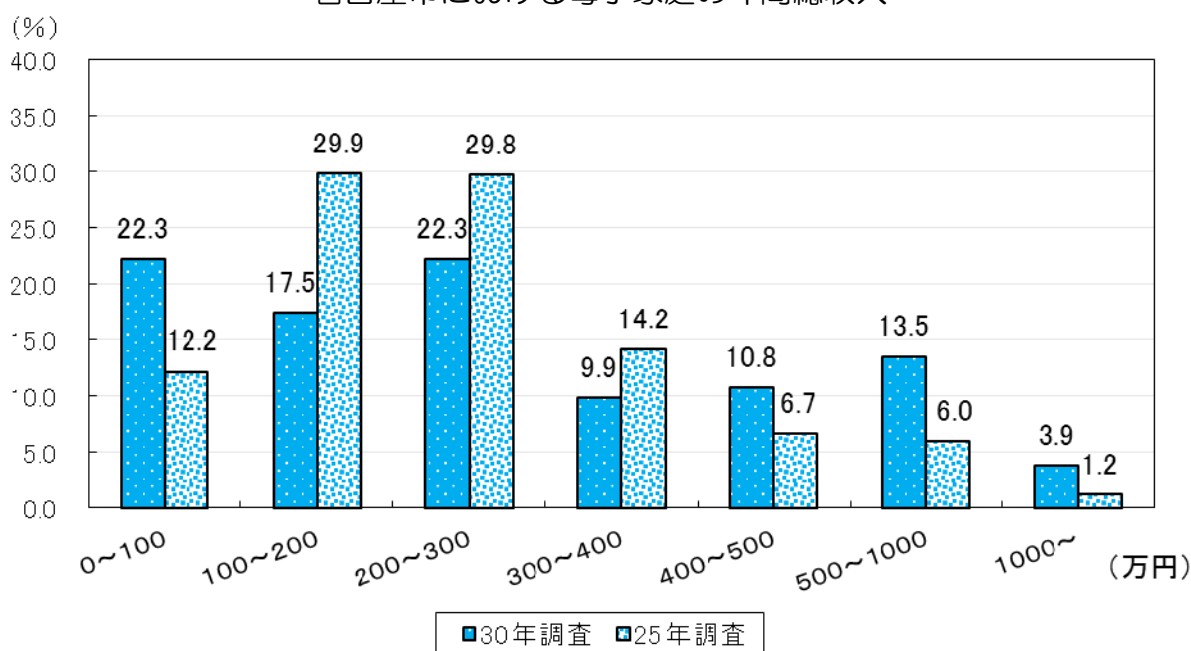
母子家庭の収入分布を見ると、「200 万円～300 万円未満」と「0～100 万円未満」がそれぞれ 22.3%、「100 万円～200 万円未満」が 17.5%の順となっています。「0 万円～100 万円未満」は前回調査の 12.2%から実態調査では 22.3%と 10.1%増加し、「100 万円～200 万円未満」は前回調査の 29.9%から実態調査では 17.5%と 12.4%減少しており、全体的に高所得者と低所得者が増え、中間層が減少しています。

収入の内訳では、母子家庭の母親の就業収入の平均は 229 万円と前回調査より 74.9 万円増えています。これは、前述の母子家庭の平均年間総収入の増加と同様であり、正規採用が増えてアルバイト・パート等の非正規採用が減少したことによる影響もあるものと考えられます。（正規採用は 41.8%と前回調査と比較し 7%増加し、アルバイト・パートは 41.8%と前回調査から 10.9%減少。）

一方、母子家庭では 300 万円未満が全体の約 6 割（62.2%）を占めており、父子家庭（28.4%）、寡婦（46.2%）と比べて、収入の低い世帯の割合が多くなっています。

母子家庭の家計の状況については、家計が「苦しい」又は「やや苦しい」と回答した方は 76.1%となっており、前回調査に比べると 5.1%減少しています。

名古屋市における母子家庭の年間総収入

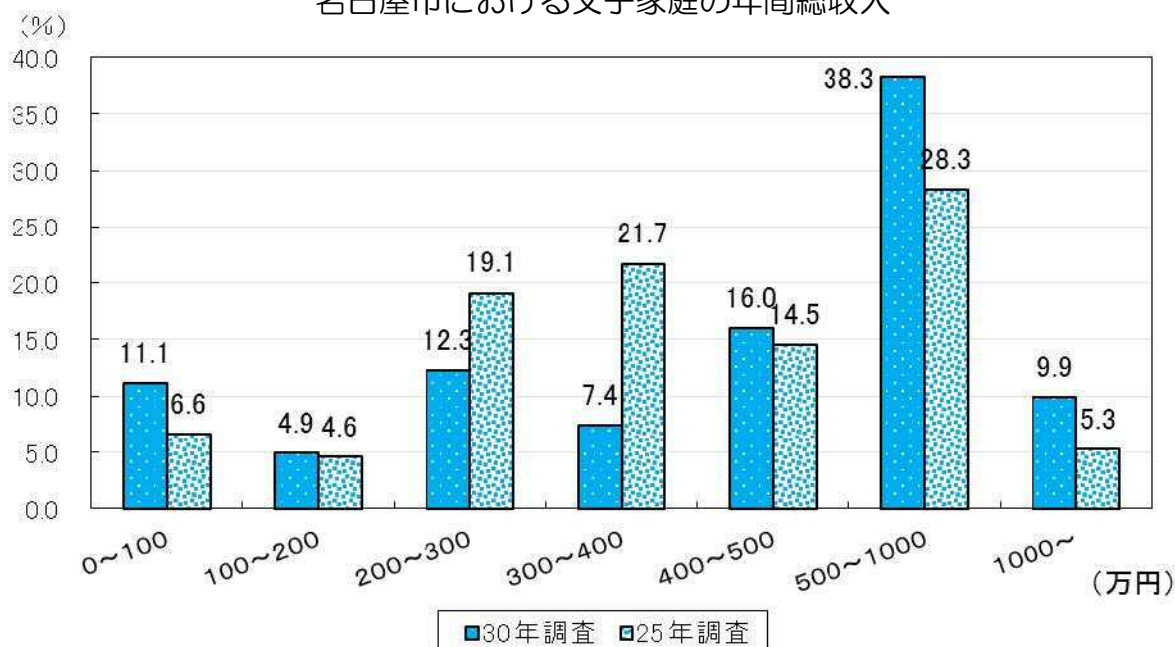


父子家庭の平均年間総収入は 570.4 万円と、母子家庭と比べると高い水準になっており、前回調査と比較すると 124.5 万円増加していますが、子育て家庭の平均年間総収入 796.0 万円（平成 30 年度子育て家庭調査による）と比較すると約 7 割となっており、引き続き厳しい状況が続いています。なお、前回調査では 74.8%の方が、家計が「苦しい」又は「やや苦しい」と回答していましたが、実態調査では 65.3%となり、9.5%減少しています。

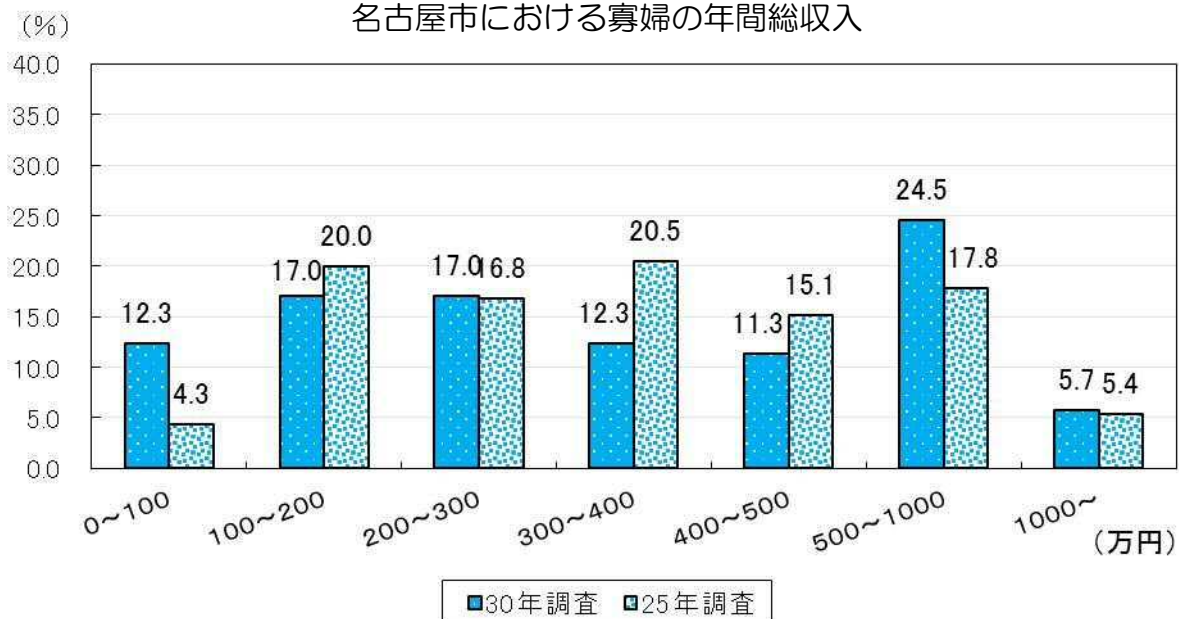
収入分布を見ると、前回調査に比べ 300 万円～400 万円未満の世帯が大幅に減り、特に 500 万円から 1,000 万円の層が大きく増加しています。一方で、0 円～100 万円未満の世帯も増加しています。

寡婦においては、平均年間総収入は 417.9 万円で、前回調査と比較すると 19.8 万円増加していますが、55.9%が、家計が「苦しい」又は「やや苦しい」と回答しています。

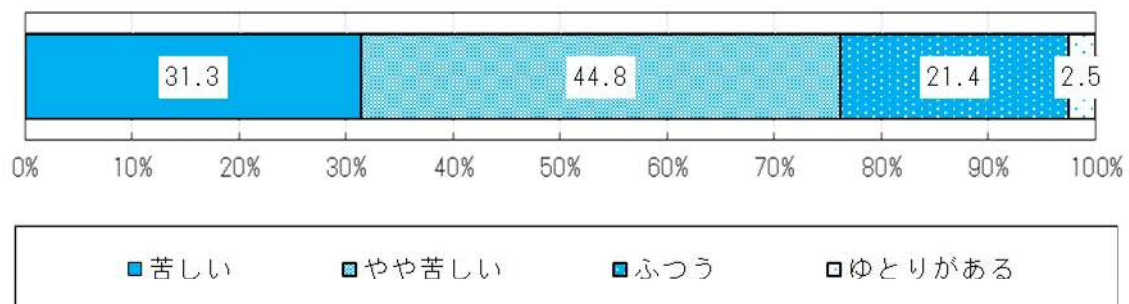
名古屋市における父子家庭の年間総収入



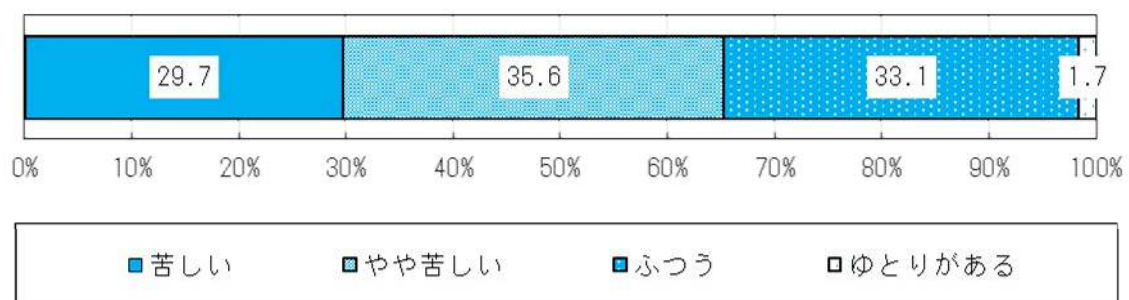
名古屋市における寡婦の年間総収入



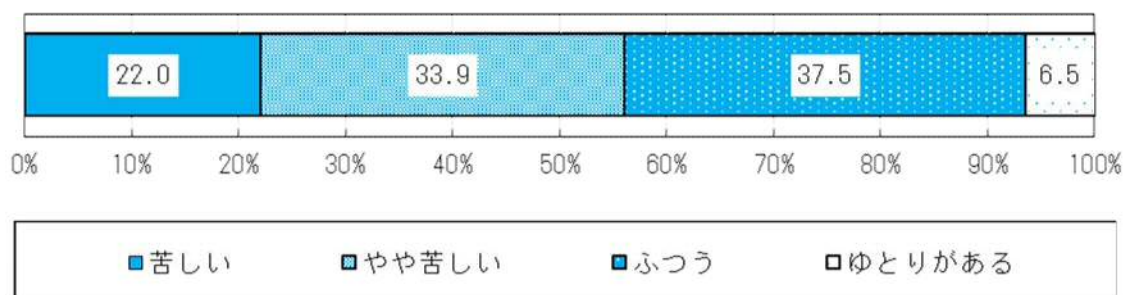
現在の家計の状況（母子家庭）



現在の家計の状況（父子家庭）



現在の家計の状況（寡婦）



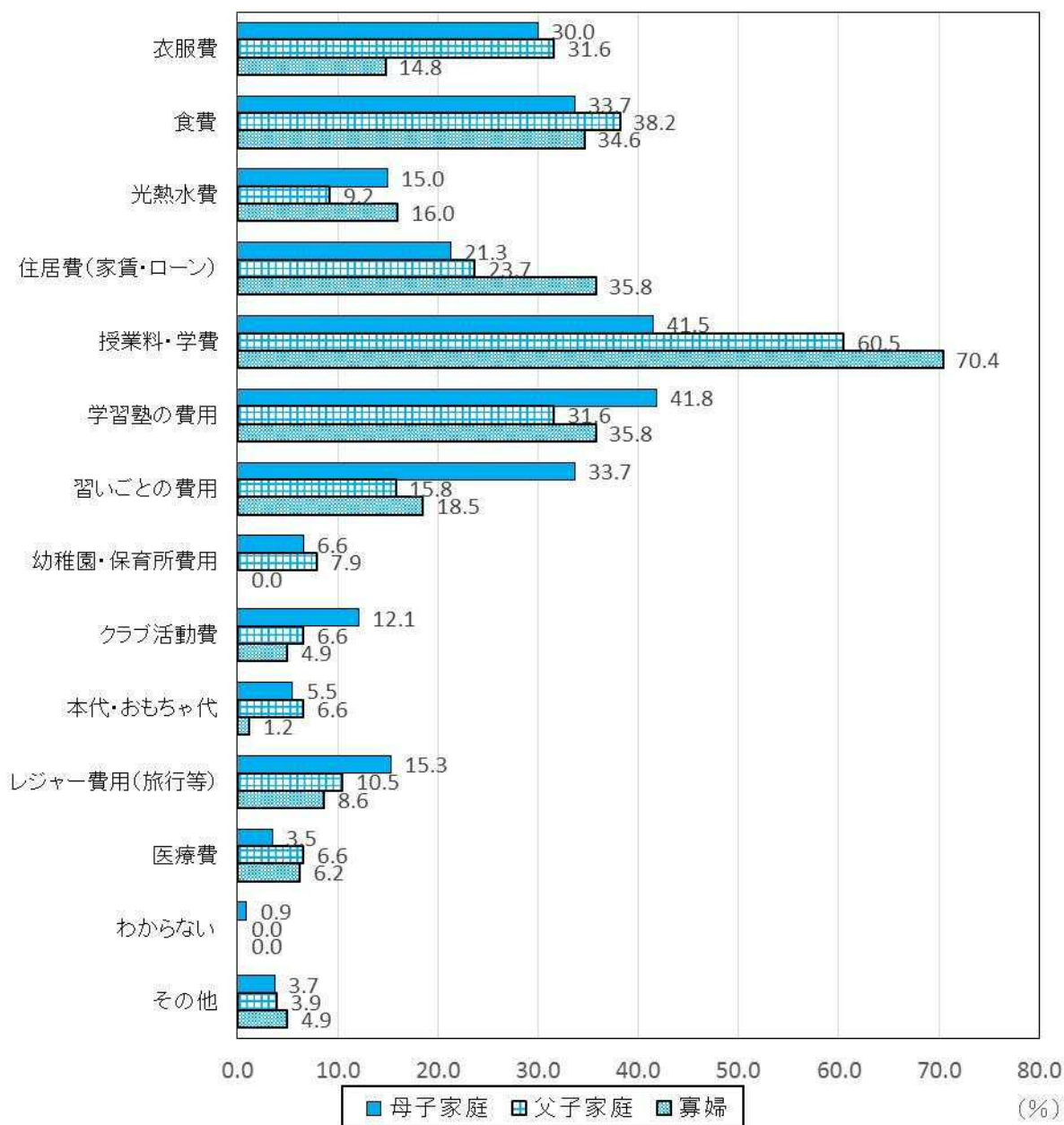
6 子どもに関する状況

(1) 子育ての経済的負担

子育てに経済的な負担を「とても感じる」「感じる」と回答した方は、母子家庭では70.1%、父子家庭では62.6%、寡婦では54.2%となっています。前回調査と比較すると、母子家庭では7.6%減少していますが、父子家庭は0.4%、寡婦は4.4%増加しています。

経済的な負担を感じる費用としては、母子家庭では、「学習塾の費用」の負担が41.8%で最も多く、父子家庭と寡婦では「授業料・学費」の負担が最も多く、それぞれ60.5%、70.4%となっています。

経済的な負担を感じる費用（複数回答）



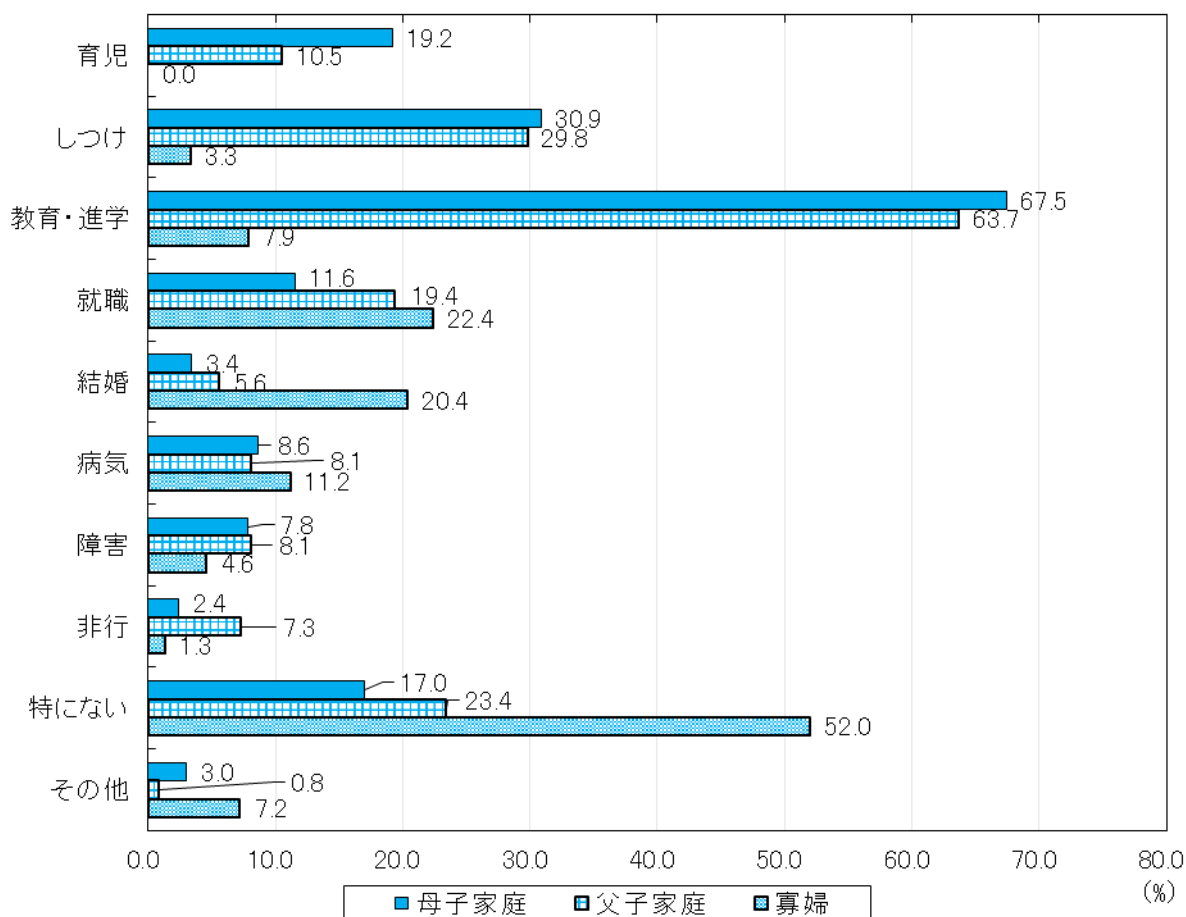
(2) 教育・進学について

ひとり親家庭の悩みの中でも上位にあるのが子どものことで、母子家庭、父子家庭ともに約8割の方が「子どもについての悩み」があるとしています。悩みの内容としては、教育・進学に関することが最も多く、母子家庭では67.5%、父子家庭では63.7%となっています。

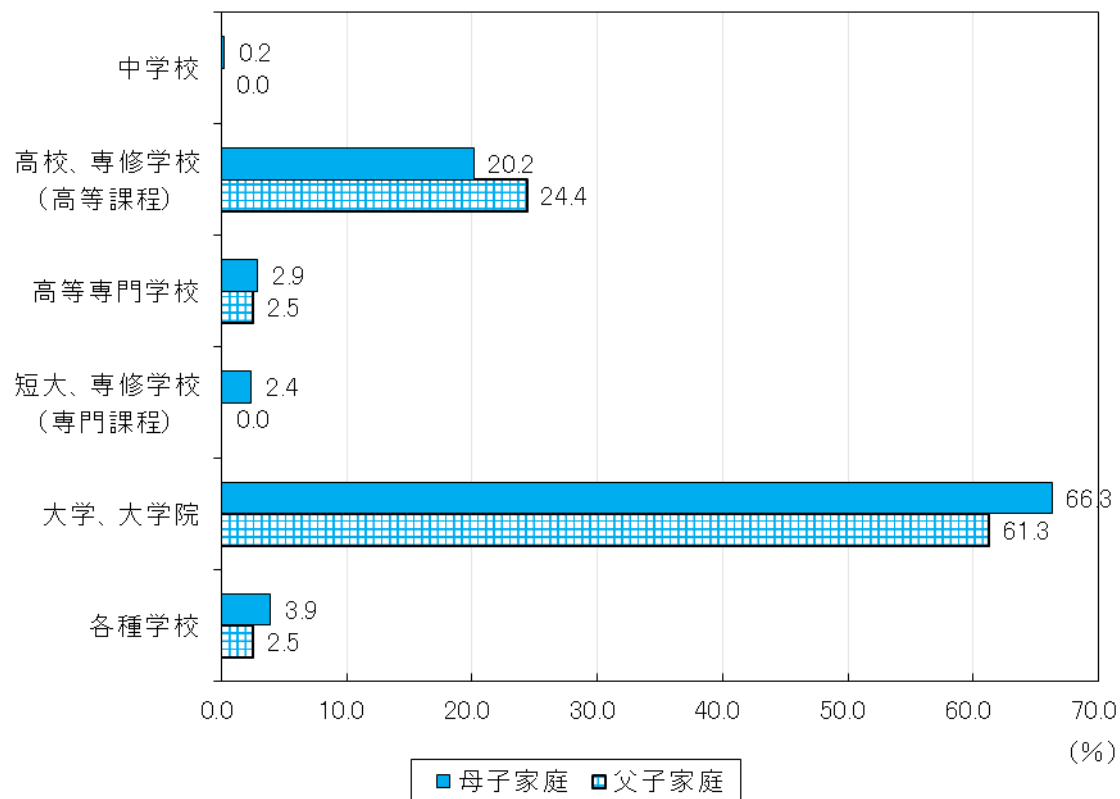
保護者が考える子どもの進学の希望は、「大学・大学院」が最も多く、母子家庭で66.3%、父子家庭で61.3%となっています。

子どもを学習塾・進学塾に通わせている割合は、母子家庭で35.8%、父子家庭で31.6%となっている一方で、通わせたいが通わせていない家庭の割合は、母子家庭で23.6%、父子家庭で23.7%となっています。また、塾や習い事をさせていない理由としては、母子家庭の80.9%、父子家庭の75.0%が、経済的に余裕がないからとなっています。

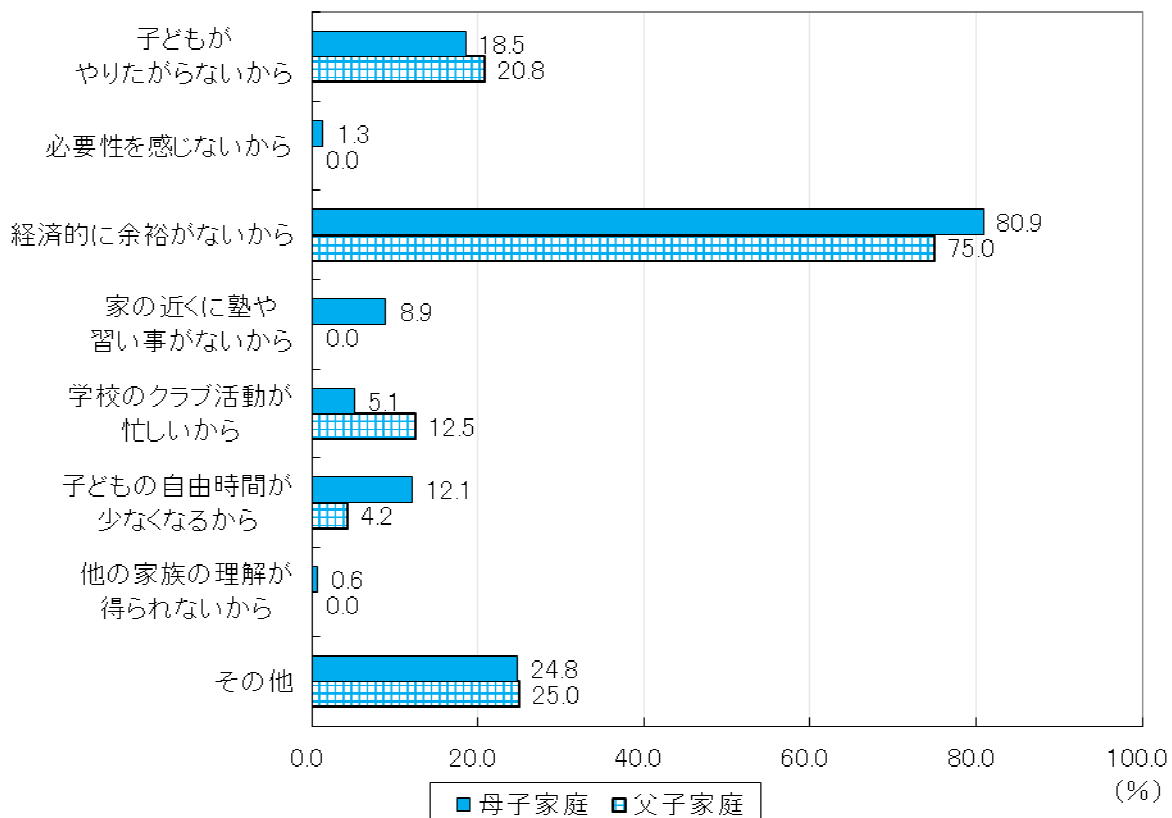
子どもについての悩み（複数回答）



保護者が考える子どもの進学希望



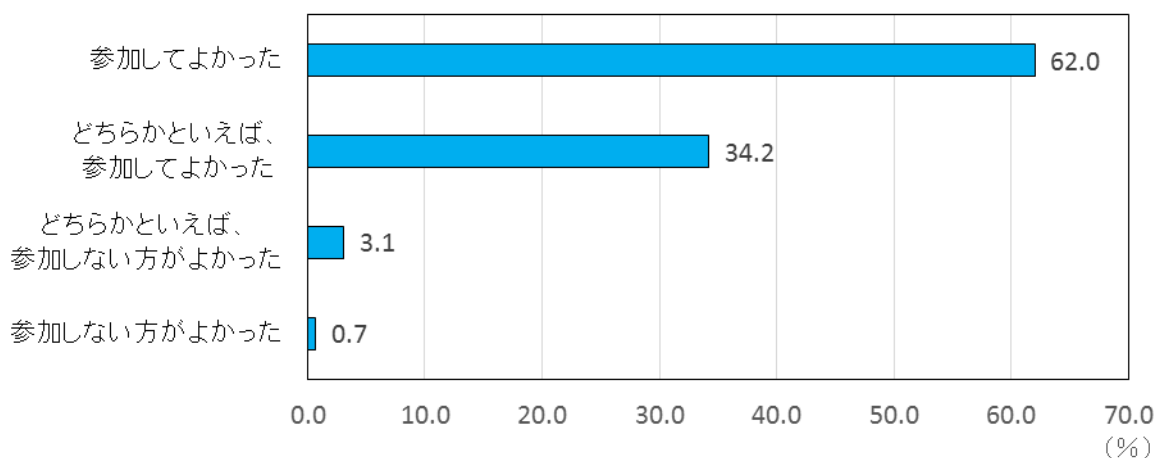
行かせたいが、塾や習い事をさせていない理由（複数回答）



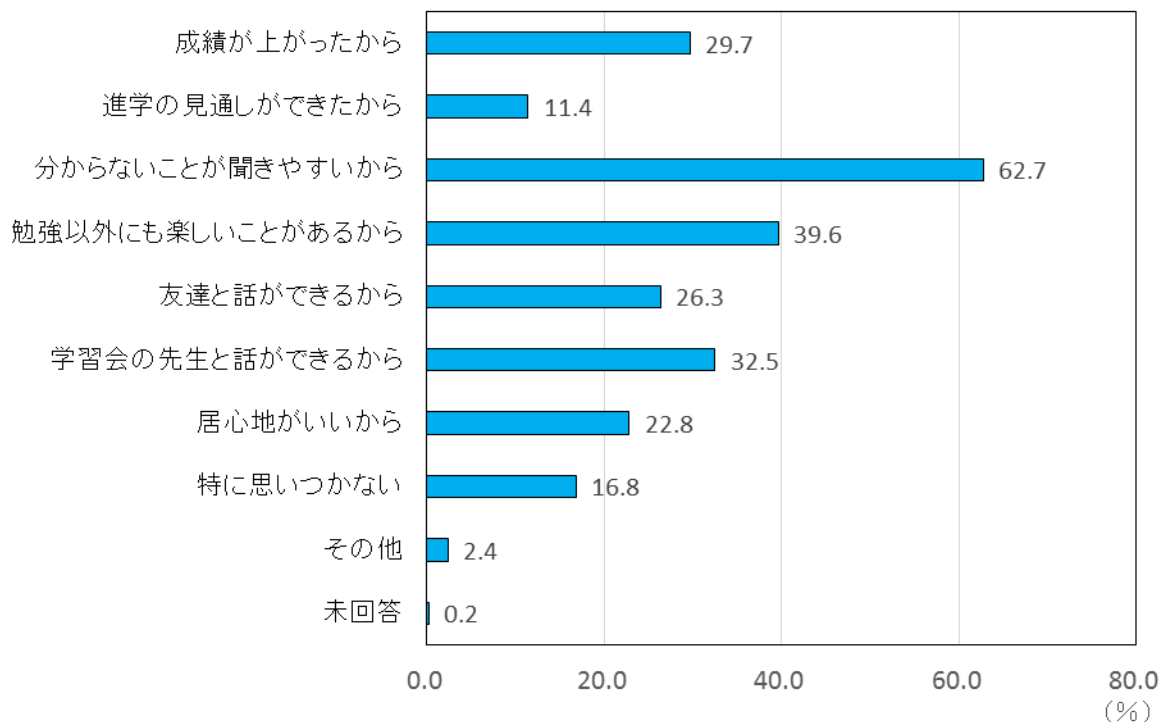
(3) 本市の学習支援事業の状況

本市で実施している学習支援事業は、学習だけではなく、居場所としての支援や進学などに関する相談支援も行っています。本市の学習支援事業に参加している中学生にアンケートを行ったところ、96.2%が「参加してよかった」あるいは「どちらかといえば参加してよかった」と答えています。理由としては、「わからないことが聞きやすいから」や「成績があがったから」などの学習面のほか、「勉強以外にも楽しいことがあるから」や「学習会の先生と話ができるから」「友達と話ができるから」との意見も多い状況となっています。

学習会に参加した子どもの気持ちについて



学習会に参加してよかった、どちらかといえば参加してよかったと答えた理由（複数回答）



（平成30年度 名古屋市中学生の学習支援事業利用者アンケート）

7 まとめ ～現状から見える課題～

① ひとり親家庭等の状況と相談支援・情報提供に関すること

現状

○本市におけるひとり親家庭等の世帯数（推計）は、5 年前に比べて母子家庭は 161 世帯、父子家庭は 748 世帯、寡婦は 2,889 世帯減少しています。離婚件数も平成 14 年の 5,206 件をピークに平成 30 年は 4,294 件と減少しています。

○ひとり親家庭等になった当時、困っていたことがある人は母子家庭で 96.1%、父子家庭で 94.8%、寡婦で 89.5%といずれも非常に高い状況となっています。

○困っていたことの相談先としては、母子家庭では「親族」に相談する割合が最も多く 60.4%、次いで「自分で解決する」場合が 42.2%と多く、父子家庭と寡婦では「自分で解決する」が最も多く父子家庭で 45.1%、寡婦で 49.0%、次いで「親族」が父子家庭で 44.2%、寡婦で 45.0%となっています。

○本市の施策に期待することとしては、「相談事業の充実」が最も高くなっており、母子家庭で 69.4%、父子家庭で 73.1 %、寡婦で 76.5%となっています。その割合は前回調査と比較して母子家庭で 16.3%、父子家庭で 17.9%、寡婦で 7.4%増加しています。

○福祉施策の認知度について、手当や医療費助成など給付事業の認知度は高い傾向にあります。しかし、相談支援に関する施策などの「母子・父子自立支援員」の認知度については、母子家庭で 24.5%、父子家庭で 8.8%と低く、「養育費相談支援事業」の認知度についても母子家庭で 15.4%、父子家庭で 5.4%と低くなっており、制度自体があまり認知されていない事業もある状況です。また、父子家庭では全体的に事業の認知・利用状況は低くなっています。

○離婚前に知りたかった情報があると答えた人は、母子家庭で 92.0%、父子家庭も 80.7%と多くなっています。知りたかった情報の内容としては「経済的支援」が母子家庭で 69.8%と最も高く、次いで「相談窓口の情報」が 36.1%となっており、父子家庭では「経済的支援」の 31.3%に次いで「子どもの学習・教育支援」が 28.9%の順となっています。

課題

ひとり親家庭等全体に対しての情報提供のみならず、相談できず孤立しがちな父子家庭や、離婚を考えている人など離婚前の方に対しても、支援施策が伝わるよう、わかりやすくきめ細やかな情報提供の工夫を行うとともに、必要な方に必要な支援施策が行き届くよう積極的な相談支援を行い、関係機関が連携して支援を行う必要があります。

② 子育てや生活支援に関すること

現状

○ワーク・ライフ・バランスで悩んでいることがあると答えたひとり親の割合は、母子家庭で83.8%、父子家庭で81.0%と高くなっています。

○現在困っていることとしては、「子どもの教育や将来のこと」を挙げる方が最も多く、母子家庭で59.2%、父子家庭で48.1%となっています。それ以外では「生活費のこと」、「仕事のこと」が上位にあがっていますが、父子家庭では「家事のこと」を挙げる方の割合が高くなっています。

○寡婦では、現在困っていることとして「自身の老後のこと」を挙げる方が50%と最も多くなっています。平均年間総収入はこの5年間で約20万円増えて417万円となっているものの、不安定な雇用や低い収入の状況で老後の生活保障となる年金に及ぼす影響も予想されるほか、子どもの教育費などに多額の負担をしたため貯金ができていない方も多いことが想定されます。

○ひとり親家庭は一人で仕事をしながら子育てをする困難さに加えて、母子家庭と男児、父子家庭と女児など子育ての悩みを抱えていることも多いですが、悩みを共有できず孤立しがちな状況があります。ひとり親同士が集う場所としてジョイナス・ナゴヤにおいて、セミナーや交流会を実施していますが、現在父子を対象とした交流会は実施していない状況です。

課題

母子家庭と男児、父子家庭と女児などひとり親家庭特有の子育ての悩みもあることから、不安を軽減し孤立を防ぐため気軽に情報交換ができる場が求められています。また、子育て中の方から子どもの手が離れて自分の今後を考えたい方まで、子どもの年齢にあわせて必要なお金について学ぶライフプラン講習は引き続き必要です。

また、ひとり親家庭等の親は一人で家事と子育てと仕事の三役をこなしていかなければならないため、親の負担感を軽減することが子どもの健やかな育成にもつながるという趣旨も含めて、仕事と子育てが両立できるよう、保育サービスや放課後施策など子育て支援施策を推進していくことも、引き続き求められています。

③ 就業に関すること

現状

○仕事についている人の割合は母子家庭の母親で 90.7%、父子家庭の父親で 90.8%と、ともに9割を超えています。しかし、母子家庭の41.8%がアルバイト・パートとなっており、派遣社員などを含めると5割以上が非正規雇用となっているなど収入の確保が不安定な状況です。

○就業相談の中で、就労経験の不足や子育てによる時間的な制約、自身や子どもの心身の不調など、就業にあたり様々な困難を抱えているひとり親家庭等が多くいます。

○母子家庭の29.8%は仕事をかわりたいと思っており、その理由としては「収入が少ない」が46.4%となっていますが、実際に転職の予定がある方は17.1%で、転職できない理由としては、「年齢的に厳しい」が31.4%で最も多く、次いで「現在の仕事の都合」が29.5%、「育児の関係で、希望する仕事に必要な時間を働けない」が19.0%、「希望する仕事に必要な資格がないから」が16.2%となっています。

○父子家庭でも収入が少ないため転職を希望している人や子育てのため働き方の見直しを希望している人がいますが、現状では母子家庭等就業支援センターでは母子家庭及び寡婦を中心とした施策となっています。

課題

より安定した収入を得ることのできる仕事に就くために、必要な資格や技能の習得を支援することが求められています。そのため、就業支援講習会や自立支援給付金の支給などを実施するとともに、一人ひとりのニーズにあった職業選択の方法やキャリアアップの方法についてキャリアカウンセリングを実施することが必要です。

また、子育ての状況から就業時間の確保が困難になっている方に対しては、保育所等の優先利用や多様な保育サービスを用意するなど一人ひとりの状況や子どもの成長に合わせた段階的な支援を行うとともに、一人で子どもを育てなければならないひとり親家庭の悩みや状況について、引き続き事業主等の理解を求めていくことも重要です。

さらに、様々な困難を抱えて就職に一步踏み出せない方には、阻害となっている要因を一つ一つ解決し、心身の不調を抱えている方には、不安を軽減させるため心理カウンセリングを実施するなど、本人の気持ちや不安を整理して寄り添いながら、就職活動に向かうための支援を行うことが必要です。

また、父子家庭でも収入が少ないため転職を希望する人や、育児のため働き方の見直しを希望する人もいるため、母子家庭と同等の支援体制が必要です。

④ 養育費・面会交流に関すること

現状

○養育費の取り決めがなされていない人の割合は、前回調査に比べ減少しているものの、母子家庭で 33.6%、父子で 46.8%と依然として多い状況です。また、取り決めをしている場合であっても、協議のみで文書や記録がない人が母子家庭で約 4 割、父子家庭でも 5 割近くを占めているなど、支払がない場合の強制執行の手続きは困難な状況にあります。

○養育費の取り決めをしていない理由としては「相手に支払う意思や能力がないと思ったから」が最も多く母子家庭で 48.3%、父子家庭で 50.0%となっています。次いで「相手と関わりたくないから」が母子家庭で 20.7%、父子家庭で 16.7%となっています。

○実際に養育費を受け取っている方は、母子家庭では 35.2%と前回調査と比べて高くなっていますが、依然として低い状態にあります。

○面会交流の取り決めがなされていない人の割合は、前回調査に比べ減少しているものの、母子家庭で 45.4%、父子家庭で 47.4%と依然として多い状況です。また、取り決めをしている場合であっても、協議のみで文書や記録がない人が母子家庭で約 4 割、父子家庭では約 7 割を占めています。

○面会交流の取り決めをしていない理由としては、「相手と関わりたくないから」が最も多く母子家庭で 30.7%、父子家庭で 20.6%となっています。次いで、「相手に面会交流の意思がないと思ったから」が母子家庭で 18.4%、父子家庭で 14.7%となっています。

課題

ひとり親家庭の子どもの健やかな成長にとって、養育費や面会交流について、子どもの視点に立ってきちんと話し合い取り決めをすることは大切です。

養育費取得のための相談対応や、司法書士による書類作成や同行支援などの積極的な支援のほか、離婚前の方も対象に含めた弁護士による法律相談が引き続き必要です。

養育費の取得や面会交流の実施については、離婚を考えている時期など早い段階からの相談につながるができるよう支援の周知を図るとともに、子どもの利益を最も優先して考慮すべきとの視点にたって取り決めすることの大切さを周知啓発する必要があります。

⑤ 経済的支援に関すること

現状

○母子家庭の平均年間総収入は 319.3 万円と前回調査と比較すると増加していますが、子育て家庭の平均年間総収入である 796.0 万円※と比べ、約 4 割となっており、76.1%の方が、家計が「苦しい」又は「やや苦しい」と回答しています。一方、父子家庭の平均年間総収入は 570.4 万円と母子家庭と比べると高い水準になっていますが、子育て家庭の平均年間総収入と比べ約 7 割であり、65.3%の方が、家計が「苦しい」又は「やや苦しい」と回答しています。

※「平成 30 年度子育て家庭調査」より

○平成 28 年の国民生活基礎調査では「子どもがいる現役世帯」（世帯主が 18 歳以上 65 歳未満で子どもがいる世帯）のうち、「大人が一人」の世帯員の貧困率は 50.8%と依然として高い水準となっています。

○母子父子寡婦福祉資金貸付金は「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に基づき母子、父子、寡婦を対象としています。寡夫（子どもが 20 歳に到達した父子家庭の父。以下本計画において同じ。）は対象となっていない状況です。

課題

ひとり親家庭等の経済的な自立を図るための支援としては、まずは就業支援をさらに推進していくことが重要であると考えますが、病気などやむを得ない理由で働けない方や、就労収入だけでは不足する現実も踏まえ、手当等の金銭的な給付や子どもの修学のための資金を始めとした福祉資金の貸付など、生活費の負担軽減を行う経済的な支援も引き続き重要となっています。

また、福祉資金の貸付など寡夫に対しても寡婦と同等の制度適用を行うことについての検討が必要です。

⑥ 子どもの生活や教育に関すること

現状

○ひとり親家庭の親は一人で家事と子育てと仕事の3役をこなしていかなければならず、母子家庭、父子家庭ともに約3割の家庭が、ワーク・ライフ・バランスの面で、子どもと接する時間が少ないことを悩んでいます。

○子育てに経済的な負担を感じている人は母子家庭で70.1%、父子家庭で62.6%、寡婦で54.2%となっており、その内容としては、学習塾の費用、授業料・学費などの子どもの教育費などに負担を感じている方が多くなっています。

○母子家庭、父子家庭ともに約8割の家庭が子どもについての悩みがあると回答しており、内容としては教育・進学に関する悩みが最も多く、母子家庭で67.5%、父子家庭で63.7%となっています。

○保護者が考える子どもの進学の希望は、母子家庭で66.3%、父子家庭で61.3%が、大学、大学院への進学を希望しています。

○本市の学習支援事業では、学習だけではなく居場所としての支援や進学などに関する相談支援も行っています。

課題

生まれ育った家庭の環境に左右されことなく、すべての子どもたちが前向きな気持ちで夢や希望を持って健やかに成長していくことができるよう支援が必要です。

また、ひとり親家庭の親子のふれあいの機会を提供する取り組みを進めるとともに、スポーツ・文化や職業の体験の場を提供し、子どもの意欲や自己肯定感を育む取り組みを講じていくことも必要です。

第3章 施策の方向性

1 基本的な考え方

ひとり親家庭等が抱える様々な困難に対応するため、国の基本方針に基づき、平成30年度名古屋市ひとり親世帯等実態調査や関係機関等へのヒアリング調査、庁内連絡会議、有識者等からの意見聴取などによりニーズを把握し、子どもの視点にたって、すべての子育て家庭への支援策など関連する施策も含めた総合的な支援を推進します。

2 基本方針

ひとり親家庭等が抱える様々な困難に対応するため、必要な方に適切な支援が届くよう、わかりやすい情報提供を行うとともに、子育てや生活支援、就業の支援、経済的支援、養育費の確保や面会交流の支援、子どもの生活や教育の支援など総合的かつ計画的に支援施策を推進する。

3 施策

「基本方針」に基づき、以下の6つの施策目標と、その目標を達成するための具体的な方策を定め、計画の推進に取り組みます。

なお、各事業の実施にあたっては、必要な財源が確保できるように国庫補助事業などを積極的に活用するとともに、勤労者、子育て家庭等を支援する公的機関や民間機関とも十分に連携を図り、効果的な支援の実施を目指します。

施策目標 1 きめ細やかな情報提供・相談支援体制の推進

支援施策の情報が行き届かず制度を利用していない方や、制度が複雑でわからないため不安を抱えている方も多いことから、離婚前の方を含め、支援を必要とする方に適切な支援が届くよう、きめ細やかな情報提供を行います。

また、様々な困難を抱える方も多いため、関係機関と連携しながら総合的な相談対応を行う相談支援体制を推進します。

❖具体的な施策❖

方策 1 相談支援体制の推進

方策 2 きめ細やかな情報提供

施策目標 2 子育てや生活の負担軽減

一人で仕事や子育て、家事等を担うひとり親の生活上の負担を軽減するなど、仕事と子育てを両立するための支援を行うとともに、住宅に関する支援を行います。また、一人で悩みを抱えて孤立することのないよう、ひとり親家庭等の対象者同士が気軽に情報交換することのできる場を提供します。

❖具体的な施策❖

方策 1 生活の支援

方策 2 住宅の支援

方策 3 親同士の情報交換の場の提供

施策目標 3 一人ひとりに寄り添った就業支援

安定した収入を確保するため就業に有利な資格や知識を習得するための支援を行うとともに、就労経験の不足や自身の心身の不調、子育ての悩みなど様々な課題を整理しながら、就業にあたり一人ひとりの状況にあわせて、関係機関と連携した就業支援を行います。また、父子家庭でも就業に困難を抱えている人もいることから、キャリアカウンセリングなど父子家庭にも母子家庭と同等の就業支援を行います。

❖具体的な施策❖

方策 1 総合的な相談窓口体制

方策 2 安定した収入の確保

施策目標4 養育費・面会交流の支援

ひとり親家庭の生活の安定と子どもの福祉の増進を図るため、養育費及び面会交流について相談支援を行うとともに、養育費及び面会交流は子どもの健やかな成長を支えるため大切なものであることを、離婚前の方を含め父母に周知啓発することで、子どもの視点にたって養育費や面会交流についてきちんと話し合いを行い取り決めが行われるよう推進します。

❖具体的な施策❖

方策1 養育費・面会交流の相談等

方策2 養育費・面会交流の啓発

施策目標5 経済的支援

ひとり親家庭は経済的に厳しい状況に置かれていることから、引き続き生活安定のため手当等の金銭的な給付や生活費の負担軽減を行うほか、母子父子寡婦福祉資金は寡夫を対象としていませんが、寡夫について福祉資金の貸付の対象とすることについて検討を行います。

❖具体的な施策❖

方策1 ひとり親家庭手当等の支給

方策2 母子父子寡婦福祉資金の貸付

方策3 生活費の負担軽減

施策目標6 子どもの生活や教育の支援

現在から将来にわたってすべての子どもたちが前向きな気持ちで夢や希望を持つことができるよう、学習の支援や進学に関する支援をはじめ、文化・スポーツや職業の体験など子どもへの支援を行います。

❖具体的な施策❖

方策1 子どもの生活・学習支援

方策2 文化・スポーツ・社会体験機会の提供

方策3 教育費の負担軽減

第4章 施策の展開

施策目標 1 きめ細やかな情報提供・相談支援体制の推進

方策 1：相談支援体制の推進

事業等の名称	内 容	対象	所管
【拡充】 ひとり親家庭等 に対する総合的 な相談支援	施策の窓口である区役所・支所において、母子・父子自立支援員やひとり親家庭応援専門員を中心として、ひとり親家庭等への総合的な相談支援を行います。また、区役所に配置しているひとり親家庭応援専門員については新たに支所にも配置して体制を整えます。	母子 父子 寡婦	子ども 青少年局
母子家庭等自立 支援センターに おける相談支援	愛知母子・父子福祉センターにおいて、生活上の相談など電話相談のほか、養育費や親権など離婚に関する問題も含む法律問題に対応する弁護士相談や、養育費・面会交流に関する相談など、専門的な相談対応を行います。	母子 父子 寡婦	子ども 青少年局
配偶者からの暴 力被害者支援	関係機関との連携を強化し、配偶者からの暴力被害に関する相談支援や自立支援等を行います。	母子 父子 寡婦	子ども 青少年局
女性のための総 合相談	イーブルなごや相談室において、家族、職場の人間関係、暴力の悩みなど女性が直面する様々な問題についての相談対応を行います。	母子 寡婦	総務局
男性相談	子育て・仕事・生き方などの男性が抱える悩みについて、電話による相談対応を行います。	父子	総務局

事業等の名称	内 容	対象	所管
生活困窮者自立支援事業	仕事・暮らし自立サポートセンターにおいて、生活に困窮している方が抱える複合的な課題に応じた個別的で継続的な相談支援を行うほか、状況に応じた就労支援や家計再建に向けた支援を実施します。	母子 父子 寡婦	健康 福祉局

方策2：きめ細やかな情報提供

事業等の名称	内 容	対象	所管
支援施策や相談窓口の情報提供	支援施策に関する情報や相談窓口が離婚前の方も含め必要な方に周知されるよう、名古屋市公式ウェブサイトのほかジョイナス・ナゴヤのホームページやLINE@を活用するなど、効果的な情報提供を行います。 また、区役所・支所において、母子・父子自立支援員やひとり親家庭応援専門員等が、関係機関と連携しながら支援の必要な方へ制度の周知等を行います。	母子 父子 寡婦	子ども 青少年局
【拡充】利用者向けリーフレットの作成	ひとり親家庭等の相談窓口や支援施策などについてわかりやすくまとめたリーフレットを新たに作成するなど、情報提供を充実します。	母子 父子 寡婦	子ども 青少年局

施策目標2 子育てや生活の負担軽減

方策1：生活の支援

事業等の名称	内 容	対象	所管
ひとり親家庭等生活支援事業	日常の生活に困っている家庭にヘルパーを派遣して家事や介護の手伝いをするほか、一時的な子どもの預かりを行います。	母子 父子 寡婦	子ども 青少年局
のびのび子育てサポート事業	市民同士の子育て援助活動を支援する制度であるのびのび子育てサポート事業を実施します。	母子 父子	子ども 青少年局

事業等の名称	内 容	対象	所管
子どもの短期入所生活援助事業（ショートステイ）	病気、出張、冠婚葬祭等の社会的な理由により家庭での子育てが困難になったときに、一時的に児童養護施設、乳児院及び里親で子どもを預かります。また、ひとり親世帯の利用料の軽減を行います。	母子 父子	子ども 青少年局
保育所等優先利用	未就学児のいるひとり親家庭の親の就労や求職活動を支援するため、ひとり親家庭の子どもの保育所等利用申込の調整時の優先度を高めます。	母子 父子	子ども 青少年局
多様な保育サービス	就労と子育ての両立、子育ての負担感の軽減などを目的として、延長保育、一時保育、病児・病後児デイケア等多様な保育サービスを推進します。	母子 父子	子ども 青少年局
留守家庭児童健全育成事業	就労等により昼間保護者がいない家庭の子どもたちが安全で豊かな放課後を過ごすため、児童館留守家庭児童クラブを実施するとともに、地域の留守家庭児童育成会に対し運営費を助成します。また、ひとり親世帯の保護者負担金を減免する育成会に対して助成を行います。	母子 父子	子ども 青少年局
トワイライトルーム	小学校施設を活用し、放課後等に遊び、学び、体験、交流、生活の場を提供するとともに、就労等により昼間保護者がいない家庭の子どもたちについてはあわせてより生活に配慮した取り組みを行います。また、ひとり親世帯の利用料の減免を行います。	母子 父子	子ども 青少年局

方策2：住宅の支援

事業等の名称	内 容	対象	所管
ひとり親世帯向け市営住宅募集	市営住宅の募集について、一般募集とは別にひとり親世帯向けの募集を行います。	母子 父子	子ども 青少年局
母子生活支援施設退所者向け市営住宅募集	市営住宅の募集について、一般募集とは別に母子生活支援施設退所者向けの募集を行います。	母子	子ども 青少年局
母子生活支援施設における支援	保護が必要な母子家庭を母子生活支援施設に受け入れ、生活のさまざまな面の相談、指導等の支援を行うことにより、早期自立が図れるよう支援します。	母子	子ども 青少年局
住宅確保要配慮者の入居を受け入れる民間賃貸住宅等の情報提供	ひとり親世帯等の入居を受け入れる民間賃貸住宅について「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」に基づく登録住宅の情報提供を行うとともに、その登録促進を図ります。	母子 父子	住宅 都市局
住宅確保要配慮者に対する居住支援の促進	ひとり親世帯等の民間賃貸住宅への入居円滑化を図るため、子ども青少年局と住宅都市局が連携して、入居相談や生活支援、入居希望者・大家等への情報提供など居住支援活動のネットワークづくりに向け取組みを進めます。	母子 父子	住宅 都市局

方策3：親同士の情報交換の場の提供

事業等の名称	内 容	対象	所管
【拡充】 身近な相談相手の確保	ひとり親家庭等の対象者同士がライフプランなどのセミナーや交流会等に集うことで仲間づくりの機会を提供するなどの支援を行います。 また、より身近な相談相手を確保できるよう、新たに子育ての悩みに対応するテーマでのセミナーを実施するほか、父子家庭を対象とした交流会を開催するなど内容を充実して実施します。	母子 父子 寡婦	子ども 青少年局

施策目標3 一人ひとりに寄り添った就業支援

方策1：総合的な相談窓口体制

事業等の名称	内 容	対象	所管
【拡充】 ジョイナス.ナゴヤにおける就業支援	ジョイナス.ナゴヤ（母子家庭等就業支援センター名古屋市相談室）において、就業促進活動、求人情報提供、就業支援講習会、就業相談など、ひとり親家庭等一人ひとりの状況に応じたきめ細やかな就業支援を行います。 就業相談としては、一人ひとりの職歴、職業適性、職業の希望などに応じた職業選択やキャリアアップの方法についてキャリアカウンセリングを実施するほか、心理的な支援が必要な方に対して心理カウンセリングを実施します。 また、新たに父子家庭に対しても必要な就業支援を拡充するとともに、区役所・支所への定例出張就業相談を行うなど利便性の充実に図ります。	母子 父子 寡婦	子ども 青少年局
【拡充】 区役所・支所における就業支援	ひとり親家庭等に対する総合的な支援体制を構築・強化するため、区役所に配置しているひとり親家庭応援専門員を支所にも配置し、母子・父子自立支援員と連携・協力しながら就業支援を行うなど、区役所・支所窓口における相談支援体制の質・量の充実に図ります。	母子 父子 寡婦	子ども 青少年局
一体的就労支援事業	ハローワークによる区役所就労支援コーナー及び巡回相談を実施し、ハローワークと区役所・支所の一体的な就労支援を行います。	母子 父子	子ども 青少年局

方策2：安定した収入の確保

事業等の名称	内 容	対象	所管
【拡充】 職業紹介等	愛知母子・父子福祉センター及びジョイナス.ナゴヤにおいて、企業等に対する求人開拓を行い、雇用ニーズの把握に努めます。 また、求人開拓で得た求人情報をもとに、ひとり親家庭等の状況に応じた職業紹介を行います。 今後は父子家庭も対象に拡充して実施します。	母子 父子 寡婦	子ども 青少年局
ハローワーク等 と連携した求人情報の提供	職業紹介事業の求職希望登録者に対して、ハローワークと連携して求人情報の提供を行います。また、今後はジョイナス.ナゴヤにおいてハローワーク求人情報のオンライン提供を利用して、求職者への情報提供をより充実します。	母子 父子 寡婦	子ども 青少年局
【拡充】 就業支援講習会	効果的な就職活動のためのセミナーや、就業に有利な資格・技能を習得するための講習会を実施します。また、より受講しやすい環境を整えるため、土日の開催や託児付き講習会を継続的に実施するほか、今後は離婚前の方にも受講の機会を提供します。	母子 父子 寡婦	子ども 青少年局
自立支援教育訓練給付金	主体的な能力開発の取り組みを支援し、ひとり親家庭の自立を促進するため、就業に有利な資格を身に着けるための講座を受講し終了した場合、受講費用の一部を支給します。	母子 父子	子ども 青少年局
高等職業訓練促進給付金	ひとり親家庭の就業に有利な資格の取得を促進するため、資格取得にかかる養成訓練の受講期間について、生活の負担を軽減するため給付金を支給します。	母子 父子	子ども 青少年局

事業等の名称	内 容	対象	所管
高等職業訓練促進資金貸付補助	高等職業訓練促進給付金を活用して養成機関に在学し、就業に有利な資格の取得をめざすひとり親家庭に対して、入学準備金・就職準備金を貸し付けます。	母子 父子	子ども 青少年局
高等学校卒業程度認定試験合格支援給付金	ひとり親家庭の学び直しを支援し、就業につなげるため、高等学校卒業程度認定試験合格のための講座を受講する場合に、受講費用の一部を助成します。	母子 父子	子ども 青少年局
雇用啓発	ひとり親家庭等の厳しい雇用状況や、名古屋市の就業支援事業などについて企業等に周知し、ひとり親家庭等の雇用促進のための啓発を行います。	母子 父子 寡婦	子ども 青少年局 経済局

施策目標4 養育費・面会交流の支援

方策1：養育費・面会交流の相談等

事業等の名称	内 容	対象	所管
【拡充】 養育費相談の実施等	養育費に関する相談のほか、面会交流等の問題も含め電話相談を行うとともに、司法書士等による相談支援を行います。 また、養育費の確保に資する方策について検討を行います。	母子 父子	子ども 青少年局

方策２：養育費・面会交流の啓発

事業等の名称	内 容	対象	所管
【拡充】 養育費・面会交流についての啓発	養育費の支払いは子どもの健やかな育ちのために子どもを監護していない親の責任であることや、面会交流は子どもの健やかな成長のため大切であることを周知啓発します。 また、新たに作成する予定のひとり親家庭等の支援施策などについてわかりやすくまとめたリーフレットに、離婚時における養育費・面会交流の取り決めを促す内容を掲載するなどして取り決めの推進をはかります。	母子 父子	子ども 青少年局
【新規】 養育費・面会交流等に関するセミナー	離婚前の父母を対象に含め、養育費・面会交流の取り決めや、ひとり親家庭等の支援施策に関する情報提供を行うセミナーを実施します。	母子 父子	子ども 青少年局

施策目標５ 経済的支援

方策１：ひとり親家庭手当等の支給

事業等の名称	内 容	対象	所管
児童扶養手当	安定的収入を得ることが困難なひとり親家庭に所得の額に応じて手当を支給することにより、生活の安定と自立の促進を支援します。	母子 父子	子ども 青少年局
ひとり親家庭手当	ひとり親家庭になった当初の激変を緩和するとともに、ひとり親家庭の児童の健全育成と福祉の増進を目的として手当を支給します。	母子 父子	子ども 青少年局

方策2：母子父子寡婦福祉資金の貸付

事業等の名称	内 容	対象	所管
【拡充】 母子父子寡婦福祉資金の貸付	生活の安定と向上を目的として、生活資金、技能習得資金、修学資金などを原則無利子で貸し付けます。 また、現在貸付事業の対象となっていない寡夫についても事業の対象とすることについて検討します。	母子 父子 寡婦 寡夫	子ども 青少年局

方策3：生活費の負担軽減

事業等の名称	内 容	対象	所管
ひとり親家庭等 医療費助成	ひとり親家庭の医療費を助成します。	母子 父子	子ども 青少年局
上下水道料金の 減免	ひとり親家庭の上下水道料金を減免します。	母子 父子	子ども 青少年局 上下 水道局

施策目標6 子どもの生活や教育の支援

方策1：子どもの生活・学習支援

事業等の名称	内 容	対象	所管
【拡充】 ひとり親家庭の 子どもの居場所 づくり事業	ひとり親家庭の子どもに対して、学校でも家庭でもない第3の居場所（サードプレイス）を提供し、大人や異年齢の子どもたちとの関わりの中で自己肯定感を育む取り組みについて、モデル事業の検証をふまえて本格実施します。	母子 父子	子ども 青少年局
中学生の学習支 援事業	ひとり親家庭、生活保護世帯等の中学生に対して学習会を開催し、学習及び進学の意欲を増進して学習習慣を身につけさせるとともに、児童交流や保護者の養育支援等を総合的に実施します。	母子 父子	子ども 青少年局 健康 福祉局

事業等の名称	内 容	対象	所管
高校生世代への学習・相談支援事業	中学生の学習支援事業に参加し、高等学校等へ進学した児童等を対象に、自主学習の場を提供するとともに将来の進路などの悩みに対する相談支援を行います。	母子 父子	子ども 青少年局 健康 福祉局
【新規】 子どもの学習や進学に関する新たな支援	本市の学習支援等のあり方について、大学などへの進学を希望する子どもたちへの新たな支援を含めて検討します。	母子 父子	子ども 青少年局 健康 福祉局 教育 委員会

方策2：文化・スポーツ・社会体験機会の提供

事業等の名称	内 容	対象	所管
ひとり親家庭の文化・スポーツ交流事業	ひとり親家庭の子どもに、スポーツ、文化等の体験の場を提供することにより、子どもの意欲や自己肯定感を醸成します。	母子 父子	子ども 青少年局
ひとり親家庭休養ホーム事業	親子でレクリエーションを楽しむことができるよう、指定施設の利用にかかる費用の一部を補助します。	母子 父子	子ども 青少年局
市有施設優待利用事業	市有施設を無料で利用できるようにすることにより、親子のふれあいや体験の機会を提供します。	母子 父子	子ども 青少年局
【新規】 社会体験機会の提供	ひとり親家庭の子どもを対象に、職業体験会やライフプランについて講習会を実施します。	母子 父子	子ども 青少年局
サマーとりっぴー in 木祖村	ひとり親家庭の子どもに、なごやの水源地である長野県木祖村を訪れ、水を育む森林の大切さなどを学ぶ機会や現地の子どもたちと交流する場を提供します。	母子 父子	上下 水道局

方策3：教育費の負担軽減

事業等の名称	内 容	対象	所管
保育所等の利用者負担額の軽減	子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図るため、3歳から5歳までの全ての子ども及び0歳から2歳までの市町村民税非課税世帯の子どもにかかる幼稚園・保育所・認定こども園等の利用者負担額を無償にします。 また、幼児教育・保育の無償化の対象とならない子どもの利用者負担額について、ひとり親家庭や多子世帯の利用に伴う軽減を実施します。	母子 父子	子ども 青少年局
就学援助	経済的な理由により、子どもを小中学校に就学させるのが困難な方に対し、給食費や学用品費など学校での学習に必要な費用を援助します。	母子 父子	教育 委員会
高等学校入学準備金	勉学の意欲がありながら、経済的な理由により高等学校への修学が困難な方を支援するため、入学に必要な学資（入学準備金）の貸付を行います。	母子 父子	教育 委員会
高等学校給付型奨学金	経済的理由によって修学が困難な方に対し、高等学校等において修学するために必要な学資を支給します。	母子 父子	教育 委員会



第4期名古屋市ひとり親家庭等自立支援計画
令和2年3月

【編集・発行】

名古屋市子ども青少年局

子ども未来企画部子ども未来企画室

〒460-8508 名古屋市中区三の丸3-1-1

電話 052-972-2522

FAX 052-972-4204